

平成26年第2回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成26年6月18日（水曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 1号 平成25年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 7 報告第 2号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告について
- 第 8 報告第 3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について
- 第 9 報告第 4号 中頓別町新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について
- 第10 一般質問
- 第11 議案第39号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 第12 議案第40号 平成26年度中頓別町一般会計補正予算
- 第13 議案第41号 平成26年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第14 議案第42号 平成26年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第15 選挙第 1号 選挙管理委員の選挙
- 第16 選挙第 2号 選挙管理委員補充員の選挙
- 第17 農業委員の推薦について
- 第18 発議第 3号 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書（案）
- 第19 発議第 4号 規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書（案）
- 第20 請願第 2号 規制改革会議意見書の取扱いに関する請願
- 第21 議員の派遣について
- 第22 閉会中の継続調査について

○出席議員（8名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 宮崎泰宗君 | 2番 細谷久雄君 |
| 3番 本多夕紀江君 | 4番 東海林繁幸君 |
| 5番 星川三喜男君 | 6番 山本得恵君 |
| 7番 柳澤雅宏君 | 8番 村山義明君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野 邑 智 雄 君
教 育 長	柴 田 弘 君
総 務 課 長	和 田 行 雄 君
総 務 課 参 事	吉 田 智 一 君
総 務 課 主 幹	野 露 みゆき 君
ま ち づ ぐ り	遠 藤 義 一 君
推 進 課 長	
ま ち づ ぐ り	藤 田 徹 君
推 進 課 主 幹	
産 業 建 設 課 長	中 原 直 樹 君
産 業 建 設 課 技 術 長	山 内 功 君
農 業 委 員 会 会 長	角 川 拓 雄 君
産 業 建 設 課 参 事	平 中 敏 志 君
産 業 建 設 課 主 幹	千 葉 靖 宏 君
保 健 福 祉 課 長	小 林 生 吉 君
保 健 福 祉 課 主 幹	矢 上 裕 寛 君
教 育 委 員 長	石 井 英 正 君
教 育 次 長	青 木 彰 君
会 計 管 理 者	藤 井 富 子 君
国 保 病 院 事 務 長	小 林 嘉 仁 君
こ ども 館 次 長	遠 藤 美 代 子 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	高 井 秀 一 君
議 会 事 務 局 書 記	田 辺 めぐみ 君

開会の宣告

○議長（村山義明君） ただいまから平成26年第2回中頓別町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時30分）

開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第125条の規定により、6番、山本さん、7番、柳澤さんを指名します。

議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

東海林さん。

○議会運営委員長（東海林繁幸君） 議会運営委員会の報告をいたします。

平成26年第2回中頓別町議会定例会の運営に関し、6月2日、6月9日に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は本日6月18日から6月19日までの2日間といたします。なお、会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期を残し閉会いたします。

2、一般質問について、通告期限内に通告したのは6議員であります。質問事項の重複がありますので、後から質問する議員は答弁の重複が起きないように注意してください。

3、町長提出議案の取り扱いについて、議案第40号 平成26年度中頓別町一般会計補正予算は、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査いたします。その他の議案は、本会議で審議いたします。

4、本日の議事日程は、議事日程第1号のとおりであります。

5、選挙管理委員及び補充員の選挙は、選挙権を有する者で人格が高潔で政治及び選挙に関し公正な識見を有する者から議長による指名推選で選出いたします。

6、農業委員の推薦について、先例に倣い、議長による指名推選により1名を推薦いたします。

7、閉会中に受理した陳情、請願のうち、特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書（案）は本多議員から、規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書（案）は細谷

議員から発議されました。

8、テレビ中継について、本日の会議開始から一般質問終了まで、役場町民ホールと町民センターに設置されたテレビに議場から中継を行います。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（村山義明君） これで議会運営委員会報告は終了しました。

会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告のとおり、本日6月18日から6月19日までの2日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日6月18日から6月19日までの2日間とすることに決定しました。

諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告及び6月5日、札幌市で開催された北海道町村議会議長会第65回定期総会報告など、お手元に印刷配付のとおりでございますので、ごらんの上、ご了承願います。

なお、町長からの第7期中頓別町総合計画前期実施計画の第6回変更報告につきまして、事前にお配りしておりますことをご了承願います。

これにて諸般の報告は終了しました。

行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） おはようございます。平成26年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さん方におかれましては全員のご出席をいただきましたことにお礼を申し上げますとともに、農業委員会の会長さん、教育委員会の委員長さんのご出席もいただきましたことにお礼を申し上げたいと、このように思います。

それでは、私から行政報告として1点ご報告を申し上げたいと思います。監査委員の辞職についてであります。本町代表監査委員である三浦義一氏（71歳）から、6月14日付けで、一身上の都合により6月30日をもって監査委員の職を辞したいとの辞職願の提出がありました。ご本人は、体調不良から札幌の病院に入院し、療養を続けられておりま

すことからやむを得ないと判断し、辞職を承認することといたしましたので、ご報告を申し上げます。

なお、それ以外の一般町長行政報告につきましては、印刷物でご承知おきをいただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（村山義明君） 引き続き、教育委員長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。

石井教育委員長。

○教育委員長（石井英正君） 皆さん、おはようございます。教育委員長の石井でございます。行政報告をさせていただきます。

1. 教育長の任命及び勤務形態について。平成26年5月23日開会の定例教育委員会議において、教育委員、柴田弘氏を教育長に任命（任期は平成26年5月23日から平成28年9月30日までとする）し、勤務形態については常勤とすることを決定いたしましたので、ご報告いたします。

2. 北海道町村教育委員会連合会教育功労者表彰についてでございます。北海道町村教育委員会連合会の教育功労者として、内田貞代教育委員が教育委員12年以上在職したことによる功績により表彰されることになりました。表彰は、7月10日、札幌市で開催されます第51回北海道市町村教育委員研修会で行われます。

3. 学校教育についてであります。平成26年度の小中学校の児童生徒数につきましては、5月1日現在、小学校で76名、中学校で41名の計117名となっております。昨年度と比較いたしまして児童生徒数では2名の減となります。教職員数につきましては、校長、教頭、一般教職員等を合わせて27名です。各学校において平成26年度学校経営計画等を策定いたしましたので、それぞれのめざす教育を推進してまいります。

4. 社会教育についてであります。4月から5月にかけて社会教育委員会議をはじめ、各種社会教育、文化スポーツ団体等の総会が終了し、1年間の活動がスタートいたしました。特に地域住民等の参画による学校・家庭・地域の連携による教育支援活動事業は、自然、食、文化スポーツ等の各分野の教育支援員として多くの町民の登録をいただいております。

以上でございます。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 質疑ではないのですが、今の教育行政報告で学校教育について26年度の学校経営計画等が策定されたようでございますので、どういうものなのか、できれば我々にも計画等をお示しいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 柴田教育長。

○教育長（柴田 弘君） 資料につきましては、後日配付させていただきたいと思えます。

中身的には1年間の学校経営の内容が網羅されているものでありまして、多岐にわたりますので、その資料を見ていただいて中身を確認していただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 議会運営委員長の立場でちょっと町長にお聞きいたしますが、代表監査委員さんが辞職なさるということで、これは大変なことだと思うのです。時まさに25年度決算審査に入る時期にもなりますので、かわりの方の見通しと同時に、臨時議会も招集する必要があると思うので、その辺で今の状況をちょっと伺わせていただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 今行政報告させていただきましたけれども、代表監査委員につきましてはお話ししたとおり病気で大変な状況でありますから、辞職はやむを得ない、このように思いますし、後任については、前回も大変難しい状況で、ようやく三浦さんをお願いをして受けていただいたと、こういうような経過があります。そういう意味では、また次の人については早急をお願いをしながら、できるだけ早く、できるのであれば7月中に臨時議会でも招集できるように努力をしていきたいなど、このように思います。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これで行政報告は終了しました。

報告第1号

○議長（村山義明君） 日程第6、報告第1号 平成25年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 報告第1号 平成25年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） おはようございます。よろしくお願いいいたします。それでは、報告第1号 平成25年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

1ページをごらんいただきたいと思います。報告第1号 平成25年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成25年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書を次のように報告する。

平成26年6月18日提出、中頓別町長、野邑智雄。

今回報告の事業につきましては、本年の3月28日の第2回臨時会で、補正予算の中で地上デジタル放送難視聴の解消を図るための小頓別地区テレビ無線共聴施設整備事業として繰越明許費の設定を提案させていただきまして、議決をいただいているものでございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。平成25年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書。2款総務費、1項総務管理費、事業名は小頓別地区テレビ無線共聴施設整備事業、2,803万5,000円を平成26年度に繰り越したものでございます。繰り越し財源につきましては、国庫支出金2,333万5,000円、町債360万円、辺地対策事業債でございます。その他特定財源として、NHKからの補助金100万円、一般財源10万円というふうになってございます。

以上、簡単ではございますが、繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

報告第2号

○議長（村山義明君） 日程第7、報告第2号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 報告第2号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告につきましては、遠藤まちづくり推進課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） おはようございます。それでは、報告第2号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告についてご説明をいたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、中頓別観光開発株式会社の経営状況を別紙のとおり報告する。

平成26年6月18日提出。

議案の10ページ目になります。第26期定期株主総会議案に基づきましてご報告をさせていただきます。同社の定期株主総会につきましては、平成26年5月29日、役場会議室において開催され、第26期の事業報告、貸借対照表、損益計算書及び第26期監査報告が行われ、原案のとおり承認されております。また、同じく平成26年度、第27期の営業計画及び収支予算の審議も行われ、原案どおり決定されたところであります。

それでは、第26期の経営報告並びに決算内容について説明をさせていただきます。議

案書の5ページをお開きいただきたいと思います。今期の営業につきましては、宿泊者数では前期に比べ微増となり、利用者を確保することができましたけれども、一方、会社といたしましては入館者の増加を図る上で週3回の送迎バスの運行を初め各種イベントの開催参加や月2回の感謝デーを新たに設けてきましたが、入館者数で420名の減、会食利用者で282名の減少となり、これらの影響で、指定管理料を除き、予算額に比較しまして365万円の減収となり、一方一般管理費では、経費の節減に努力するも最低賃金の引き上げや燃料費の高騰、電気料金の値上げで予算額に対して244万7,000円の増加となってしまいました。こうした厳しい状況を踏まえ、指定管理料につきまして平成16年度委託料の積算基準での再計算によりまして376万円の増額をしていただきましたけれども、最終決算で約200万円の損失となり、収支の均衡を図るため、資本金からの一時繰り入れにより処理させていただいたことに対し、この結果を重く受けとめ、次年度への反省と今後の経営に生かしていくことが報告されております。

7ページ、損益計算書をごらんください。純売上高が3,955万5,000円、これに対しまして売り上げ原価と期末棚卸し高を含め615万9,000円を差し引きした売り上げ総利益が3,339万5,000円となりました。一方、販売費及び一般管理費ですが、総額で3,517万1,000円、営業外収入を含めた経常損失が192万円余りで、これに法人税等を加えた200万475円が当期の純損失額という結果になっております。これにより、株主資本金から同額を充当して収支の均衡をとったというところであり、当期の損失の大きな要因でありますけれども、まず収入におきましては、当初予算の設定において大変厳しい状況であることを踏まえ、ある程度入館料、宿泊料、飲食売り上げ、売店売り上げ等を低目に設定をしてきました。特に飲食売り上げで実際には予算額に対し約207万8,000円の減収、また売店売り上げでは全体で84万8,000円の減収と予想以上に厳しい状況になったことが大きな要因であるというふうに考えております。会食等、一度離れたお客様をいかに引き戻せるかが今後の大きな課題であるというふうに考えているところであります。

8ページの販売費でありますけれども、販売費及び一般管理費では、25期の決算額3,639万9,000円に対し26期の決算額では3,517万1,000円と、122万8,000円の減と最大限経費の見直しを実施してきましたけれども、一般管理費に占める割合が大きい人件費では最低賃金の引き上げや現支配人が前支配人からの業務運営の引き継ぎを受けるために約半月間重複したこと等により、当期予算額に比べまして28万2,000円の増となり、人件費を抑えることができておりません。また、水道光熱費におきましては、当期予算額を前年度実績に比べ100万円ほど減額する1,027万円の予算額で計上してまいりましたけれども、灯油の使用量そのものは前年度に比べ減少いたしましたけれども、灯油単価が平均で前期に比べ6円程度アップしたことや電気料、ガス料金の値上げ等により、水道光熱費全体としては前年度実績を上回る結果になったことが大きな要因であると考えております。また、車両燃料費におきましても同様に、送迎用のバス

やワゴン車を初めとする車両全体として使用量は前年度より減少しておりますけれども、燃料単価のアップにより、前年度実績を下回るも当初予算額を上回る結果となったことが大きな要因であります。また、衛生費におきましては、水道配管の老朽化に伴いまして漏水により女子用のトイレのくみ取りが大幅にふえたことなどにより、一般管理費全体として大きな減少とはできなかつたことが挙げられると思います。こうした状況に対し、出席された株主の方々からは、損失を招いた現状をどう考えているのか、また中心となる支配人がもっと責任感を持ってしかるべき、チーズ工房や飲食店を自営することを許すべきではないのではないか、こんな状況では株主の理解は得られないのではないかなど大変厳しいご意見をいただいたところでありますけれども、第26期の営業報告並びに決算報告については承認をしていただいたところであります。

こうした状況に対し、10ページからをちょっとごらんいただきたいと思いますが、10ページから12ページにつきましては平成26年度、第27期の営業計画、損益計算書及び一般管理費について議案として提出されたものであります。営業計画では、従前にも増しまして施設内の清潔感を高めるとともに、入館者確保に向けた送迎バスの運行を初め、道の駅ピンネシリで実施される自然めぐみフェアへの参加や温泉そば祭りの実施のほか、会食メニューの実施により忘新年会、会食の獲得に向けた営業活動に力を入れるとともに、職員の勤務体系の見直しのほか、一般管理費総体において最大限節約に努めていくことが方針として出されております。

また、損益計算書では、各売り上げについて前期決算額を基準にしながらも、会食における料理等の評価も回復傾向にあることや営業活動を充実することにより、純売上高で153万6,000円の増を見込んでおります。

一般管理費においても、歳入と同様前期決算額を基準として積算したところでありますけれども、支払消費税で47万3,000円の増を見込んでおりますが、他の科目につきましては最大限節約するよう、経費の抑制を図りながら収支のバランスをとったところであります。

また、今期は役員、監査役が任期満了による改選期であり、株主からは現役員が再任をして今後の新たな方向性を示すべきとの意見も出されましたけれども、最終的には代表取締役より取締役5名、監査役2名を指名し、出席者の了承をいただき、株主総会を終了したところであります。定期株主総会終了後に第1回目の取締役会が開催され、姉齒和男取締役を代表取締役社長に、桜田守取締役を専務取締役に、細谷陽一取締役を常務取締役に、高橋憲一取締役を取締役支配人に選出し、新たなスタートを切ることとなりました。いずれにいたしましても、単年度決算で4期連続でのマイナス決算と大変厳しい経営状況であり、新社長からは、我々役員みずからが今まで以上に意識を持って会社運営に携わり、取締役支配人には役員としての自覚を一層持っていただき、全職員一丸となって会社運営に当たりましょうという決意が示されたところであります。大株主である町といたしましても、町民の福利厚生施設であり、観光振興の拠点の一つであるこの温泉施設を今後とも長

く運営していただけるよう、財政的支援はもちろん、あらゆる面で支援しながら、地域住民の皆さんから喜んでいただけるよう協力してまいりたいというふうに考えております。

以上、報告といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） この後一般質問で4名もの議員の方々が温泉について質問されるので、重複してしまうと申しわけないのですが、町民の皆さんも大変心配されていると思いますし、何人かの株主さんから同じようなお話を聞きましたので、その点だけお伺いさせていただけたらと思います。

先日開かれた株主総会に関してなのですが、総会の議案が当日その場に来てからの配付というのはやめてもらいたいということを伺いました。経営に何の問題もなく、株主の皆さんも常にそのことが把握できているということなら当日配付でも納得されるかもしれませんが、正直危機的状況にある温泉経営の決算書等が当日配付ということで、株主の皆さんも何からどう聞いたらいいのかというふうに混乱されたのではないかと思います。最初のころは事前配付されていたというふうにも聞いたのですが、だんだんそれが当日配付になってきたという、何か特別な理由はあるのでしょうか。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 私は、その辺の当初の関係についてはちょっと承知しておりません。温泉の株主総会のことです。会社のほうには私のほうからも今出されました意見については報告させていただいて、次回23日に取締役会が開かれることになっておりますので、その辺についても報告はさせていただいて、今後の対応については検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 山本さん。

○6番（山本得恵君） この営業報告の中で今報告されました。前年度と比較し、入館者が420名の減少になっている。それと、会食者が282名の減少になっている。私が不思議なのは、私はよく利用させてもらっています。まず、中頓別町の人たちが非常に少ない。どこに原因があるのか、どうして利用できないのか、その辺もちょっとお聞きしたいのですが、毎年これから増額、増員になるという見込みはないのではないかと。例えば会食者が282名の減少となっております。特に最近温泉の食事が非常に私は悪くなったと思っています。私も入館すると必ずというほど何か食べます。つい最近も行って、てんぷらそばをお願いしました。出てきたときに、てんぷらそばといますと大体上のほうにエビのてんぷらが載るとか、野菜のてんぷらが載るとか、載ってきたのが野菜のてんぷらでしたが、真っ黒に焦げているのです。食べられるものではないです。私もそれを食べないで帰ってきましたけれども、こういう食事を出したら、これはやっぱり会食者は減りますよ。そういうことについてもっと勉強するとか、どこかの場所に行って研究をしてくるとかしないと年々年々私はこれは減少率が高まっていくと思うのですが、その辺いかがですか。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） まず、昨年来、町のほうに温泉に関する町民からの声の多くは、今山本議員さんがおっしゃったとおり食事の関係、会食の中身の問題等が往々にして多かったというふうに感じております。私どもも、その都度温泉の支配人を通してその辺の話はさせていただいてきました。しかし、現段階においてももし今山本議員さんがおっしゃるような状況になっているというふうであれば、当然直していただかなければならない中身でありますし、そのことについては、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、この後23日の日にも取締役会がありますので、議会の意見としてもそういう意見が出されていることは直接私のほうからも報告させていただいて、そのための改正、直す方法について取締役会の中で十分議論させていただきながら、いい方向を求めていきたいというふうには思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 総会議案の決算の部分についてなのですが、株主資本が370万円になってしまいましたが、貸借対照表のほうでは現金及び預金の部分で500万円以上あることになっていまして、今までも議案のほうには残高証明書のようなものというのはなかったようなのですけれども、こんな状況ですから、決算とか監査が本当に正しいかどうか、株主の皆さんはもちろん、今からでも議員全員にも提出をしていただけないでしょうか。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） その辺については、改めまして資料として提出をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 負債の部で未払い費用というのが二百何十万円ありますから、それを差っ引きかけると、当期損失約200万円という、資本金から差っ引くと同じ額になるのでないかなと、こう思いますけれども、現金は貯金してありますけれども、結果的には未払い費用が二百何十万円あるということで負債の部に記載されていますから、それが支払いされていないで、言えば資本金から取り崩して支払いをすることになると、こういうことだと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 勉強不足で大変申しわけありません。確認のためにぜひ残高証明書を提出していただけたらなというふうに思います。

最後にもう一点だけなのですが、総会の中で、6月から今の支配人さん、先ほどもお話がちょっとありましたけれども、もともとのお仕事、レストランであったりチーズ工房を本格的に再開していいというようなことを会社側で認めたと、この点についても本当にこのような危機的な状況の中で私としては大変信じがたいことではあるのですが、それは認められたということで事実だと思うのですが、できればそういうことはおや

めになったほうがいいのではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 総会までは私が社長でしたので、私からお答えいたしますけれども、株主のほうからハルだとかチーズ工房を支配人がやっているのではないかと、こういうような質問がありました。そのときに支配人は、私はやっていませんと、ただ娘だとかがチーズ工房をやったり、または予約があればハルをやると、こういうようなことで対応していると、こういう話を支配人みずからが言っていて、会社として支配人に対してやってもいいよと、そういう話はしておりません。そのこのちょっとの食い違いだと思います。

○議長（村山義明君） 山本さん。

○6番（山本得恵君） 私は利用する側に立って質問しますが、営業計画の中に清潔、整理整頓というふうになっておりますけれども、まずこれがなっていない。お風呂の浴槽へ行くと真っ赤に水あかみみたいなものがついてるし、床にはそれが流れたような跡はあるし、いまだに扇風機がまずないのです。どんなところに行っても、やっぱりお風呂の中には扇風機はあるものなのです。まず、扇風機もない。シャンプーにしても泡が立たない。ボディシャンプーは泡が立たないのです。私なんか自分で買って、持って行って使いますけれども、そういうことが営業サービスにつながっていくと思うので、もっとそういう細かいところまでやっていかないと、特別なあれがない限りなかなかお客さんはふえない。だから、その点をもっと厳しく私はやっていかなければならないのではないかなと思いますけれども、いかがですか。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 承知しました。そのことにつきましては、今後会社の中でもその辺の話をさせていただきながら、改善できるところは改善をします。ただ、浴室の温泉水は普通の水ではありませんので、効能があって、それに伴って、床に常に流れているとその部分に変色するというのはどこの温泉でも多分あると思うのです。ですから、そこら辺については毎朝清掃は職員の方がやっておりますので、そういうところを手を抜いているということでは決してありませんので、その辺はご理解をいただきながら、ただ他の部分についての意見については23日の取締役会の中でそのことを伝えながら、改善できるものは早急に改善をさせていただくということでご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

報告第3号

○議長（村山義明君） 日程第8、報告第3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告

を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 報告第3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について、和田総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、報告第3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告についてご説明をしたいと思います。

報告第3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社中頓別振興公社の経営状況を別紙のとおり報告する。

平成26年6月18日提出、中頓別町長。

同公社の第19回定時株主総会が5月22日、役場小会議室で開催されまして、第1号議案から第4号議案まで全て承認されたところでありますので、経営状況の概略をご報告したいと思います。

業務報告書の4ページをごらんいただきたいと思います。第1号議案といたしまして取締役の選任の件でございますが、菅原尚紀取締役にかわる取締役に社員の一人でございます米田泰規氏を選任することが提案されまして、全会一致で承認され、ご本人も承諾の上、取締役に就任をいたしました。

5ページをごらんいただきたいと思います。第2号議案、平成25年度事業決算報告書承認の件につきましては、平成25年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、株主資本等変動計算書、監査報告書の全てが承認されております。業務報告書では6ページから19ページにかけての内容でございます。

7ページをお開きいただきたいと思います。業務報告を読み上げまして、総括的概要報告にかえたいと存じます。平成25年度における受託事業につきましては、中頓別町からの受託事業4件と天北厚生園の施設維持管理業務、自主事業である寿スキー場食堂の営業を行ってまいりました。決算では、パークゴルフ利用料及びゴルフ協力金収入が減収となる中、スキーリフト利用料は新たなスノーボードコースの整備を行うなど利用者のニーズを取り入れた施設整備に力を入れてきた結果、前年度を上回る収入を上げることができました。社会教育施設の整備におきましては、スキー場の搬器の塗装、公園内の柵の塗装、作業管理棟の屋根の塗装やパークゴルフ協会の支援を受けてコースの芝張りを実施するなど、施設の環境整備に努めてまいりました。また、一般廃棄物処理施設業務及び鍾乳洞ふれあい公園業務等においても当初の計画どおり業務を執行することができました。平成26年度においては、鍾乳洞の施設が整備されてから7年を経過しており、老朽化が著しいことから、遊歩道の補修や管理棟、あずまの屋根の塗装を実施してまいります。平成26年度においても、引き続き経費の節減を図りながら健全な公社運営に努めてまいります。

10ページをお開きいただきたいと思います。総合損益明細書で決算の概略をご報告したいと思います。まず、社会教育施設である寿レクリエーション施設業務では、寿公園の指定管理料1,806万9,000円、事業収入としてのパークゴルフ利用料、リフト利用料371万8,300円のほか、貸しスキー代などの雑収入10万1,457円を合わせまして収入合計が2,188万8,757円となっております。支出につきましては、代表取締役の役員報酬180万円のほか、職員の給料、手当、賃金、修繕費など合わせて2,176万3,505円が支出されまして、営業利益は12万5,252円となっております。

それから、一般廃棄物処理施設業務では、町からのごみ収集委託料として2,902万6,200円と廃家電運搬券販売手数料7万4,340円を合わせまして収入合計が2,910万540円となっております。支出につきましては、給料、手当、賃金、ごみ処理施設の光熱水費、燃料費、修繕費など合わせて2,878万4,450円が支出されまして、営業利益は31万6,090円となっております。

鍾乳洞ふれあい公園業務では、町からの指定管理料349万5,000円と雑収入である自販機電気料2万9,367円を合わせて収入合計が352万4,367円となっております。支出につきましては、その多くが臨時職員2名分の人件費でありまして、施設の光熱水費、燃料費、修繕費などを合わせて349万2,787円が支出され、営業利益は3万1,580円となっております。

天北厚生園車両運行等業務では、南宗谷福祉会からの委託料で142万7,000円が収入合計となっております。支出につきましては、運転手である方の給料、手当として120万円のほか、委託料収入と同額の142万7,000円が支出され、営業利益は生じてございません。

国保病院管理清掃業務は、町からの委託料収入のみでございまして、611万8,000円の収入合計となっております。支出につきましては、臨時職員3名の給料、賃金などを合わせて収入と同額の611万8,000円が支出され、営業利益は生じておりません。

食堂業務は、振興公社の自主事業、独自の事業でございまして、収入はスキー場ロッジ食堂売り上げ150万4,464円、公園遊具収入及びゴルフ練習場コイン売り上げ収入を合わせて47万6,500円、雑収入として自販機売り上げ手数料4万1,462円、合計202万2,426円となっております。支出につきましては、パートさんの賃金、食材の商品仕入れ費など191万342円、営業利益は11万2,084円というふうとなっております。

以上の結果でございますが、営業損益は営業収益6,408万1,090円から事業費6,349万6,084円を差し引きまして58万5,006円の営業利益ということでございます。営業外損益は、預金利息としての営業外収益6,114円のみでありまして、営業利益と営業外利益を足した経常利益は59万1,120円というふうになっております。なお、特別損失はございません。経常利益から特別損失を差し引いた59万1,12

0円が税引前当期利益となり、法人税、法人道町民税及び事業税18万4,137円を差し引いた差し引き当期純利益は40万6,983円というふうになっております。

11ページの剰余金の処分計算書でございますが、前期末剰余金355万1,761円から役員退職引当金への積み立てとなる当期処分剰余金12万円を差し引き、当期純利益40万6,983円を足した383万8,744円を後期の繰越利益剰余金としております。

12ページの株主資本等変動計算書でございますが、前期末の純資産に先ほどの当期純利益40万6,983円を変動額として加えまして、当期末の純資産合計を1,510万8,744円としたものでございます。

20ページをお開きいただきたいと思っております。第3号議案でございます。剰余金の処分の件につきましては、1つとして繰越利益剰余金より役員の退職金として積み立てることが承認をされております。このため、(1)であります。減少する剰余金の項目及び金額として繰越利益剰余金12万円、増加する剰余金の項目及び金額として役員退職引当金12万円を計上しております。2つ目として、繰越利益剰余金より職員研修引当金を新設計上することが承認をされております。これにつきましては、一般廃棄物処理施設の技術管理者というのを置いておりますが、その資格取得のため、研修経費財源を確保するための引当金でございます。なお、この職員研修、講習会でございますが、約2週間、本州でしか開催されないということでありまして、1名の職員の派遣を予定しております。これによりまして、(1)、減少する剰余金の項目及び金額として繰越利益剰余金50万円、(2)、増加する剰余金の項目及び金額として職員研修引当金50万円というふうにしたところでございます。

21ページでございます。第4号議案、平成26年度事業予算及び事業予算に変更が生じた場合取締役の協議に一任する件については、22ページから27ページに登載された各事業の26年度予算案の変更を取締役の協議に一任することが了承されております。いずれの事業とも前年度予算に比べまして消費税増税分により若干の変動が生じております。

以上、簡略ではございますけれども、第19回定時株主総会で承認をされた有限会社中頓別振興公社の経営状況報告とさせていただきますが、出資法人といたしましては経営上特に問題となるところは認められませんでしたので、ご報告申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○3番(本多夕紀江君) 中頓別振興公社組織機構図という資料がついておりますので、そのことについて伺いますが、職員の身分と伺いますが、職員、嘱託、臨時と3つの種類があるのですけれども、職員と嘱託の違いは何でしょうか、待遇、給与面での違いというものはどのようになっていますか。それから、嘱託職員制度というのをやはり設けなければならないものなのではないでしょうか。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） 大変申しわけございません。給与面の違いまではちょっと今把握できませんので、制度面の違いとあわせて後ほどご報告申し上げたいと思います。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） そういうことをお聞きしますのも、この振興公社は指定管理になっておりまして、指定管理料を町のほうから出しているのですけれども、それは指定管理とはいいまして税金が使われているということに変わりはないわけですし、税金が正しくといたしますか、働く人たちにも気持ちのいいように使われているのかどうか、そういうことを知りたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 内容が全く違うので、比較してしまうのもどうかと思うのですけれども、同じ指定管理の観光開発と比較をすると、振興公社のほうは逆に1,200万円の剰余金が生まれているということで、これは本当に長年の経営努力によるものかということ間違いなくでしょうし、観光開発というのは温泉だけですけれども、振興公社は複数の事業があるから、これだけの剰余金につながるのか、また指定管理料との関連性はあるのか、これだけの剰余金が生まれている主な要因について伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） 剰余金が1,210万円生まれているということでありまして、要因といたしましては1つは歴史的なものがあるかなと思っております。今宮崎議員が申されたとおり、1つは業種として景気の変動に左右されるような観光事業のようなものではないということがありまして、昭和55年の会社設立以来34年の長きにわたりまして主に町からの一般廃棄物の収集業務などの今申し上げた景気変動に左右されない業務を引き受けて、1つは堅実な運営を続けてきたということが挙げられるかなと思います。あと、今申されたとおり、寿公園、スキー場、それから鍾乳洞、厚生園の委託業務など非常に多角的な事業展開をしております。季節による雇用人員の無駄が出ないように大変工夫された経営をされているのではないかなというふうに思います。また、もう一つは、代表取締役が町職員のOBということで、大変経費節減の実務にたけているということがあるかなと思います。また、食堂事業など、特に独自事業での営業を積極的に行っていることなどが非常に経営努力のたまものかなというふうに思っております。最近では、法人化された天北厚生園の厨房業務を引き受けまして、そこで少し利益を出すことができたというようなご説明を代表取締役のほうになさっていた記憶がございますが、ただそれも25年度からその事業がなくなりましたので、今後はこの営業利益については減少していくだろうという見方を取締役会ではしております。

以上でございます。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑がないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

ここで議場の時計で40分まで休憩としたいと思います。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時40分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

報告第4号

○議長（村山義明君） 日程第9、報告第4号 中頓別町新型インフルエンザ等対策行動計画の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 報告第4号 中頓別町新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について、小林保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） それでは、ご説明をさせていただきます。

報告第4号 中頓別町新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第6項の規定により、別紙のとおり報告する。

説明に当たりましては、一昨日配付をさせていただきました補足説明資料に基づいてさせていただきますと思いますので、そちらのほうをお開きをいただければというふうに思います。今申し上げましたとおり、本計画につきましては平成24年度に制定されました新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくものでありまして、同法第8条の規定によりまして、市町村長は都道府県行動計画に基づいて当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとしてされておりまして、これに基づく計画という位置づけでございます。同条6項におきましては、この計画を作成したときに議会に報告するとともに公表しなければならないという規定がございまして、今回の報告となっているところであります。

行動計画の構成につきまして表に整理をさせていただいたものをごらんいただければと思います。初めにおきまして、目的や経緯について記載をさせていただいております。基本的な方針といたしまして、目的及び基本的な戦略、基本的な考え方、留意点、発生時の被害想定等、対策推進のための役割分担、行動計画の主要6項目、発生段階ということで整理をしております。第3章として各段階の対策といたしまして、先ほど申し上げました基本的な方針にある主要6項目について各段階別の対策を整理するというのがこの計画

になっております。段階といたしましては、未発生期、それから海外における発生期、国内発生期早期、国内感染期、小康期という5つの段階。6項目といたしましては、実施体制、サーベイランス情報収集、それと情報提供、共有、予防、蔓延防止、医療、町民生活及び町民経済の安定の確保というようなことで、各段階別に今申し上げました主要6項目についての内容について網羅するというような計画の構成となっております。

次に、新型インフルエンザ等対策における国、都道府県、市町村の役割分担ということで別紙の2をつけさせていただいておりますけれども、主要な項目の中で実施体制と、それから情報提供のところについては省いておりますけれども、サーベイランス、予防、蔓延防止、医療、国民生活及び国民経済の安定の確保というような段階ごとにさらに分けて、次のページからの表になっているところであります。詳細については一々述べませんけれども、その中で例えば第1表、サーベイランスのところにおきましては、国においてどういう役割をする、都道府県においてどういう役割をする、市町村においてどういう役割をするというように書かれております。基本的に多くの項目におきましては国や都道府県の役割が中心となっております、市町村においては国や都道府県の要請に応じて適宜協力をすると、それと地域の実情に応じた対策をとるといったところが計画の主な中身になっておりまして、表4のところには予防接種がありますけれども、ここにおいては予防接種の実施、特定接種と住民に対する接種というふうにありますけれども、こういったところが市町村における役割として明確に規定をしていかなければならないところになるということでございまして、今申し上げましたとおりの計画内容が示されております。

なお、市町村計画は、先ほど申し上げましたように都道府県の計画をもとにというふうになっております。本町における計画におきましても、まず道の行動計画がございまして、道の行動計画を基本的になぞった上で町としての役割を規定するというような記述になっておりまして、あらかじめ計画内容につきましては北海道のほうにも照会をし、北海道の確認をとった上で今回報告をさせていただいているということでもあります。

今後につきましては、この計画の中にも記載しておりますけれども、基本的な戦略の中にあるように感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すると、それと町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小限になるようにすると、こういった基本的な考え方に立って本計画の運用を図っていくという形をとっていきたいというふうに考えております。なお、5月には国においてもこれらのインフルエンザが実際発生したときにどういう対応をするかというような研修用の資料だとかビデオなども作成したものが公表されておりますので、今後こういったものを活用して職員における研修等を行って対応を図っていくようにしていきたいというふうに考えております。

大変簡略でありますけれども、説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

一般質問

○議長（村山義明君） 日程第10、一般質問を行います。

本定例会では6名の議員から一般質問の通告がありました。

議会運営委員会報告のとおり、重複する質問事項については答弁の重複が起きないように注意願います。

順番に発言を許します。

受け付け番号1、議席番号2番、細谷さん。

○2番（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。受け付け番号1番、議席番号2番、細谷でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、順に町政一般について質問させていただきます。私からは、きょうは地域防災と災害に強いまちづくりについてと町長として4期16年の総括はということで、2点ほど質問させていただきます。誠意あるご答弁と町民目線での真摯な議論を求めていきたいと思っております。

それでは、1点目の質問の地域防災と災害に強いまちづくりについてお伺いいたします。災害が発生した場合、全てに行政が対応することは困難であり、住民一人一人のみずからの生命のみずから守るという防災意識の向上と自分たちの地域は自分たちで守るという自主防災組織の活動が重要である。昨年度の防災訓練を終えての反省点、課題は。また、本年度は、町政執行方針にも述べられているが、防災訓練を見直し、より多くの住民に参加していただけるようにどのような防災訓練を計画しているのか伺う。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 細谷議員の地域防災と災害に強いまちづくりにつきましては、防災担当課長である総務課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、ご答弁を申し上げます。

昨年度、これは平成25年10月17日でございますが、この際の防災訓練は、あかね自治会、第1自治会の一部を対象に34名の住民と両自治会の自主防災組織のご参加をいただきまして、これに関係者25名、町職員39名が加わりまして98名で実施されたところでございます。訓練終了後に毎回反省会をやっておりますが、そのアンケートの中では街頭放送や広報車の音声がよく聞こえないという声が多く、情報伝達に課題を残したというふうに考えております。今年度につきましては、10月2日に洪水避難対象地域をあかね、第1町内、第2自治会まで拡大して実施する予定であります。住民の参加率を高めるための妙案につきましてはなかなか見出せないというのが正直なところでございます。ただ、今年度につきましては、より多くの町民に防災にまず関心を持っていただきたいということで、稚内、旭川開発建設部のご協力を賜りまして、両開建が保有する排水ポンプ

車、それから衛星通信車などの災害対策用機械の参加、それらの見学会を予定しているほか、開建のほうから派遣されますリエゾンと呼ばれる現地情報連絡員の派遣など、大規模災害時の国の支援が想定できる訓練になるものというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、ただいまのご答弁を伺いまして4点ほど再質問させていただきます。

1点目は、昨年度は街頭放送や広報車の音声がよく聞こえないとの声が多く、情報伝達に課題を残したそうだが、今後どのような措置、対応を行う考えがあるのか。

2点目は、災害対応型自動販売機の導入拡大について伺います。この自動販売機は、たしか中頓別町では3台、役場庁舎、道の駅ピンネシリ、農協のところに設置されていると思われませんが、平常時は町の情報、防犯、防災、最新ニュースや天気予報を掲示、災害時には災害情報、交通情報など求められるニーズを表示でき、また自動販売機の飲み物や緊急物質を無料提供するとしております。このように災害時の支援協力協定を自動販売機の販売会社と締結し、行政の職員だけで迅速に対応できない部分や負担を飲料水メーカーや自動販売機販売会社が協力していくシステムが必要であると考え、設置の拡大が必要と思いますが、町の見解を伺います。

3点目は、災害が発生すれば役場庁舎に災害対策本部を設置して災害対応する形になると思うが、役場庁舎が停電した際の予備電源と使用時間及び長時間の停電による水道の影響について伺います。

4点目は、子供などの災害弱者の安全の確保の観点から、学校教育における防災訓練がどのように行われているのか伺います。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） では、私のほうから最初の3点をご答弁申し上げたいと思いますが、昨年度、一昨年もそうでありましたが、情報伝達に問題を残しておりまして、今年度においても同じような問題が生じる可能性がありますので、1つは、今既に普及はしておりますが、エリアメールを使った緊急速報でございます。これにつきましては、現在携帯会社3社、株式会社NTTドコモ、KDDI、それからソフトバンクモバイルと、国や地方公共団体がそこを使って災害避難情報をエリア内、この中頓別町の町内の携帯電話に対して流すことができるわけでありまして、それらを使っての情報伝達が一つの方法であるかなということ今検討している最中でございます。これにつきましては、町からの独自の情報も流せるということで、全員が携帯電話をお持ちではありませんけれども、10人のうち2人あるいは3人が持っていれば、ある程度共有はできるのかなというふうに思いますので、現在検討しているということでございます。

それから、自動販売機の件でありますけれども、今現在役場、それから保健センター、それから消防、道の駅の4カ所ではないかなと……

（「それと農協とか」と呼ぶ者あり）

○総務課長（和田行雄君） そのほかに、あと農協等があるということでありまして、これについては台数をふやすことは可能かと思いますが、会社、コカ・コーラさん等との協議が必要でございますので、できる限りふやしていけるような協議を続けてまいりたいというふうに考えております。

それから、3点目の役場に災害設置本部が設置された際、停電になったときどうなるのだという話であります。一応自家発電を備えておりますので、問題は燃料が軽油でございますから、その量が確保できれば、非常電源のアンペア数はもちろんございますけれども、その範囲内で長時間稼働することは可能かなというふうに考えております。

水道、停電の対応については、産業建設課長のほうからお願いしたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 役場庁舎が停電になった場合の水道への影響でございますけれども、役場庁舎の自家発電機については水道の役場庁舎にある中央監視装置も停電の場合対応できるようにセッティングしておりますので、その辺についての影響はないものというふうに思っております。

○議長（村山義明君） 柴田教育長。

○教育長（柴田 弘君） 学校教育の中での防災関係につきましては、消防の協力をいただきながら火災を想定した避難訓練を小中学校で行っております。また、授業の中で防災関係の啓蒙啓発は行っております。

以上です。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、再々質問ではA E D、自動体外式除細動器の効果的な設置について伺います。災害が発生すれば、けが人や突然の災害で心肺停止の人も出るかもしれません。現在中頓別町には12カ所にA E Dが設置されております。災害は、いつ起こるかわかりません。最も憂慮すべき公共施設や病院、学校などに設置されていますが、設置場所が建物の中であるため、休日や夜間は外部の人が使用できないという場合もあると思います。突然の心肺停止の際、その場に居合わせた町民による町民のためのいち早い救急救命活動が行われるためにも、解決策として町内のコンビニエンスストアにA E Dを設置してはいかがでしょうか。コンビニエンスストアに必ず設置されているということが周知され、町民の共通認識となれば、非常時にもわかりやすいし、また朝6時から12時まで使用することが可能となり、A E Dがより効果的に活用されると私は思います。ぜひコンビニエンスストアに働きかけ、A E Dのコンビニ設置を実現させる必要があると思いますが、町の考え方を伺います。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） コンビニエンスストアへのA E Dの設置ということでありまして、今初めてご提案をいただいたということで、一番人が集まるところでありますし、

災害時もまた人が集まりやすいのかなというところでもありますので、今中頓別町にあるのはセイコーマートさん1つと捉えていいのかなと思いますけれども、そういうことが可能かどうか協議をしてみたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、最後に、このところの異常気象、ゲリラ豪雨あるいは今までに経験したことのない豪雨などの言葉で報道されるように、各地でさまざまな災害が多発しています。災害を最小限に食い止めるためにも、日ごろの災害訓練が非常に大事だと思いますし、災害から町民の生命を守る責任を持つ町はいかなる災害にも対応できるよう、強固な防災対策を早急に確立してほしいと思います。

それでは、2点目の質問に移りたいと思います。2点目の質問は、町長として4期16年の総括はという質問についてお伺いいたします。「北緯45度癒しの里 ロマン息づく大自然の町 中頓別」のキャッチフレーズを掲げた野邑町政も4期16年の最終年度を迎え、残すところ10カ月となった。4期16年の総括をお聞かせ願いたい。また、残り10カ月で達成すべき町政の課題を伺う。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 町長としての4期16年の総括にお答えをいたします。

私は、平成11年の4月に町民の皆さん方のご支援とご協力をいただき、無競争で町政を担当させていただきました。本年度で4期16年の最終年度を迎えました。この間町民に約束をしてきた施策などについては、自分なりに判断をいたしますとおおむね達成できたものと考えており、残された期間は本年度の町政執行方針の重点的施策の実現に努力をしてみたい、このように考えているところでございます。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、再質問させていただきます。

残された10カ月、本年度の町政執行方針の重点的施策の実現に努力してまいりますという考えですが、やっとな私に議員になってから言い続けてきた有害鳥獣処理施設建設工事が予算化され、ことし12月からの試験操業及び来年4月からの本格稼働の予定ですが、施設はできるのですが、ハンターが射とめたエゾシカの回収と処理施設までの運搬が重要な課題になってくると私は思います。また、備品購入費として1,159万7,000円を一般会計補正予算で計上、納期に時間を要すると思われるものを予算案として計上しているようだが、まず2トントラック、4輪バギー車、ホイールローダー、アルミリヤカーなどの使用用途のご答弁を願いたい。

また、現地回収不能になったエゾシカ残滓個体の処理方法並びに処理施設の処理能力と残滓個体の保管は可能なものか伺います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 今再質問があった内容については、大変内容的に細かいことまでお聞きですので、担当課長よりお答えをいたさせます。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課参事。

○産業建設課参事（平中敏志君） それでは、私のほうからご答弁させていただきたいと思いをします。

まず、回収の方法ですが、処理個体につきましては、基本的には2トントラックで行けるところまで個体の捕獲場所まで行って、その後4輪バギー車を使いまして普通車両の入れないところ、例えば採草地の中ですとか、そういうところに行って、アルミのリヤカーに乗せて2トントラックを置いているところまで運んで、それを2トントラックに積んで処理施設まで搬入するという計画をしております。処理能力につきましては、現在計画しているのは総頭数で処理計画は500頭を見ております。1日の処理量としては、平均的に1日2頭ぐらいを処理の発酵床というか、発酵するところに投入するということでは考えておりますが、この部分については施設の運営の方法で2頭以上の処理も可能ということで、その辺については施設のメーカーというか、菌床を購入するメーカーさんのほうと協議しながら、どういう処理形態、処理頭数、1日の処理形態、処理頭数をどう進めていくかによって方法を柔軟に変更できるというものになっております。あと、処理個体の最大の保管頭数としては、今現在施設の中では10頭程度の保管が可能なスペースを確保しているという状況であります。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、再質問させていただきます。

私は、回収に必要な備品などは急いで買わなくてもいいのではないかと、4月からの操業ですから、これは中頓別支部の猟友会とよく協議を行ってから購入したほうがいいのではないかなと。4輪バギー車なんて大変無駄ではないかなと思うのです。実際に山へ行ったら鹿を回収しても、鹿は近くにいただけけれども、だんだん、だんだん奥に入っていくから、バギー車では間違いなく無理だと思います。その辺よく猟友会と協議してから、一千何万円もする、二百何万円ぐらいでしたか、4輪バギー車、大きいですから、その辺猟友会と十分協議をして行ってほしいと。

それと、私がお願いしたいのは、机のところに座っているだけではなくて、ことしは部会のハンターと一緒に猟に出向き、エゾシカの特に冬山での行動調査を行って、処理個体の回収方法などを学ぶべきではないかと私は思います。さらに、中頓別町では鳥獣被害防止計画書は作成してありますが、今後処理施設ができるのをきっかけにエゾシカの回収、運搬、さらに処理施設運営管理に対するマニュアル、手引を作成する必要があると思うのですけれども、ご答弁をお願いいたします。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課参事。

○産業建設課参事（平中敏志君） 備品につきましては、総体で1,200万円という予算を今回上げさせていただいておりますが、バギー車につきましては個体で240万円のものです。納期に時間を要するというので、今回上げさせていただいております。備品の部分については、今後猟友会を含めた捕獲者の方々と捕獲方法や回収方法について

議論していきたいと、協議をして進めていきたいというふうには考えておりますが、少なくとも夏場の回収の部分につきましては徒歩で回収に行くというのは非常に労力的にも時間的にもかかるというふうに見ております。普通車ではなかなか行けないところもあると認識しておりますので、そういう回収のためのバギー車は必要だというふうに私どもは考えております。

あと、冬についてのハンターと一緒に捕獲行動の部分についてですが、それにつきましても、今現在協議しておりますけれども、その中で捕獲者の方々と十分協議しながら、必要に応じて一緒に同行するなりということは検討していきたいというふうに思っています。あと、鳥獣捕獲に係るマニュアルについても、これからこの施設を運営していくという点から含めても、マニュアル化をしていくことというのは非常に大事なことで、重要なことだというふうに思っています。この施設につきましては、狩猟者の負担を軽減してエゾシカの捕獲を進めるという施設でありますので、いかに効率的に、かつ効果的に施設を運営できるかということ十分に協議しながら進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、最後に、町長におかれましては、当町のさらなる飛躍を目指す環境は非常に厳しいものがありますが、4期16年の経験豊富な強いリーダーシップをもって、残された10カ月、基本施策の一つである財政基盤の強化に正面から取り組み、安定した町を発展させるための方向づけを今後も推進していただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（村山義明君） これで細谷さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号2、議席番号3番、本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 受け付け番号2番、議席番号3番、本多でございます。2点について質問をしたいと思います。

1点目ですけれども、理学療法士の指導のもと、地元でリハビリをということで質問をいたします。中頓別町の健康寿命が全国平均と比べましてもとても高いことを最近知りまして、誇りに思っております。しかし、住民の中にはけがや病気が原因で体が不自由になり、専門家の指導のもとリハビリをしたいという願いがかなわない人もいます。施設入所、在宅を問わず、リハビリを必要とする方は多いのではないのでしょうか。そこで、まず1点目ですけれども、町として理学療法士を雇用することはできないのでしょうか。小さな町だからこそできる一人一人に目を向けた健康維持が大切だと考えます。

2つ目として、介護福祉センターにはさまざまなリハビリ用の器械器具がありますけれども、それを有効に活用すべきではないでしょうか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 本多議員の理学療法士の指導のもと、地元でリハビリをの質問につきまして、小林保健福祉課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） それでは、私のほうからご答弁させていただきたいと思
います。

まず、1点目でありますけれども、現在健康増進事業と介護予防事業として毎月1回、
理学療法士、作業療法士の派遣を受け、町民への個別指導を行ってきています。常勤の理
学療法士の配置については、病院、介護サービスなどのニーズや必要な施設整備などを総
合的に検討した上でなければ判断できません。今後の課題として位置づけさせていただき、
当面は現状のままでいきたいというふうに考えております。

2点目でありますけれども、リハビリ用の器械器具は、昭和63年の保健センター開設
時に機能訓練室に設置したものがほとんどで、当時は脳卒中後遺症でリハビリを必要とす
る方が数名いらして、活用されていました。その後医療におけるリハビリが充実し、医療
が終了した後において保健活動で機能訓練に取り組むニーズがほとんどなくなったことな
どから、これらの器械器具については間もなく利用されなくなったというような経緯があ
るところであります。今後に向けてですが、利用度が低い現在の機能訓練室について、利
用目的の変更を含めてどのように活用していくかということを検討する必要があるという
ふうに考えております。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 現在は、理学療法士、作業療法士、月1回の派遣ということ
ですけれども、それでは衰えた運動機能の回復を目指すリハビリというのに不十分ではな
いでしょうか。個別指導をしているということですが、受けられる人はごく少数だと思
うのです。どういう人たちが個別指導を受けることができるのでしょうか。平均寿命や
健康寿命がよそより高いといっても、やはり寝たきりとかそれに近い状態の人も多いよ
うに思えるのです。寝たきりをつくらない。介護サービスが必要になる前の段階のリハビリ
はできないかと思うわけです。それに、医療におけるリハビリが充実したとはいっても、
町外の病院でいろんな手術を受けましても、病院でのリハビリには制限もあって、回復
するところまでいかないのではないのでしょうか。常勤の理学療法士の配置は、それにしても
簡単ではないと思うのですが、ニーズとしては少なくないことでしょうか。理学療法士が
いてこそ保健センターのリハビリ用の器械も活用できると思うのです。常勤の理学療法士
を雇用できるというような施設面の整備の基準とかその他の条件、かなり難しい厳しいも
のがあるのでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） まず、月1回の理学療法士、作業療法士の派遣で十分か
というご質問だと思います。平成24年度までは浜頓別町の病院におられる理学療法士の方
の派遣を受けて毎月2回やっております、実質的には75回、延べ75人ぐらいまで
指導を受けるというようなことが可能でした。これが浜頓別町側の事情もございまして2
5年度からはできないということで、現在は名寄市立病院から年4回、それと作業療法士

会から残り8回ということで、一昨年までとほぼ同額の予算ですけれども、機会としては半減しております、指導できる対象者もほぼ半分になっているという現状があります。ただ、浜頓別町から来たときについては半日は病院ということもありましたので、ちょっと性質が違ふところがありますけれども、全て24年度までのカバーができていないというところは現状としてあるということでもあります。その中で、医療から離れて、先ほどもお話がありましたけれども、リハビリが必要な方に対してご自宅で家族を含めてご自身ができるリハビリ、そういったもののあり方などについて指導させていただくというようなことで、リハビリのたびに作業療法士がついてやるということは現実的に難しいですから、自宅でできるような指導、助言をしていただくというような場として活用しているということでもあります。そんな中で、寝たきりをつくらないためのリハビリが必要ではないかということでもありますけれども、これにつきましては確かに全数を把握できてはいませんが、65歳以上の方については介護保険のほうでも基本チェックリストというのを実施しております、対象者500名前後ですけれども、このうち運動機能の予防というか、対策が必要だという方が90名前後いらっしゃいます。こういった方たちを対象にした講座ですとか、日常的に参加できる教室、病後の方を中心としたリハビリ教室も含めた事業などを展開して対策をとっているところであります。

あと、常勤の理学療法士の条件ということでもありますけれども、先ほど言いました健康増進事業や介護予防事業についてはそれぞれ制度の中で補助金がありますけれども、上限もあります、この事業の中で補助基準額が満額1人分に到達するようなことはなかなか難しいかなというふうに考えております。そんな中で、病院の中で医療として取り組めるところがないのかと、あるいは介護保険の中のサービスとしてさらにどういったニーズがあるのかなどを含めた、一人の人を一つの目的でということではなく、多様な仕組みの中でうまく雇用できるかどうか、それぐらいの採算という言い方は適切ではないかもしれませんが、費用対効果がある選択肢がないかというようなことについて私どものほうでも検討してきております。これらにつきましては、まだいろんな課題もありまして、結論は出ませんが、今後に向けて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 細かい数字を挙げていただきまして、ありがとうございます。今後の検討課題ということだとは思いますが、当面現状のままでいきたいということでは、理学療法士を常勤で雇用して、たくさんの方が指導を直接受けるという、そういう期待はすぐ実現できない。余り期待ができないのかなと思ってしまいます。もしそうであれば、町民の一人一人が自分の健康は自分で守るという意識を持たないといけないのだなということをつくづく思います。町民の方が皆さんおっしゃるのは、やはり歩けなくなったら歩けなくなる、何とか最後まで自分のことは自分でしたいと、そういうことをよくおっしゃるのですけれども、要介護とか寝たきりの原因になるロコモティブシンドローム、その啓発と予防にもう少し町としても力を入れるべきではないかと思っておりますけれども、

いかがでしょうか。保健センターで運動教室も、たまにといいですか、よくといいですか、開かれてはいるのですけれども、体が弱りかけた人でそこに参加できる人はごく一部ですし、そこへ行ける人はまだいいと私は思うのです。例えば生活習慣病の認知度なんかは住民の間でも相当高くて、予防に気を配る人も多くなっていますけれども、ロコモについては余り言葉自体もよく知られていないのではないかと思うのですけれども、その辺の対策は今後についてはどうお考えでしょうか。高齢者ばかりでなくて、子供にもロコモの予備軍が広がっていると専門家が警鐘を鳴らしている。国のほうでも何らかの対策をしていくらしいというような話ですけれども、ロコモについてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 今後の理学療法士の配置について、決して現状のまま満足しているということではなく、その必要をどう見出すかについて検討しているということでご理解をいただければというふうに思います。

それで、あとロコモティブシンドロームの関係でありますけれども、先ほど申し上げましたように、65歳以上の高齢者の方につきましては基本チェックリストをもとにした対象者の把握と、それからそれらの方に対する講座等への参加の呼びかけ、あるいはおっしゃったようにそこに来られる方は一部だというご指摘もありましたけれども、そうでない方に対する訪問、保健師の訪問等についても取り組みをしてきているところであります。ただ、おっしゃるとおり、まだまだロコモティブシンドローム、ロコモと言っているところの認知度が高いとは言えないところがあると思います。寝たきりにならないために、メタボだとか認知症だとかとあわせて重要な3大要因とも言われておりますので、これらについて、子供という話もありましたけれども、40歳以降はこれらの対応が必要だというのが今国を挙げても言われているところであります。これにつきまして、今後の健康増進計画の策定なども行っておりますので、そういった中でこれらの対応、対策について十分検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） それでは、2問目の質問に移りたいと思います。

町民に親しまれるピンネシリ温泉に。ピンネシリ温泉については、先ほどの経営報告の中でもいろいろ話題が出ておりましたけれども、平成25年度も資本金の取り崩しが行われ、資本金1,000万円のうち、残高は370万円ほどとなり、ピンネシリ温泉の今後を心配する町民の声があります。

1つ目ですが、今年度の町長の執行方針ではピンネシリ温泉について触れられていないが、町の他の観光施設や町民福祉の増進にとっての位置づけをどのように考えていらっしゃいますか。

もう一つは、温泉は長く存続させるということですが、経費の削減だけを考えるとあれもこれもやめるのではなく、町民がぜひ利用したいと思うような集客の方策を知恵を

集めて考え、工夫すべきではないでしょうか。

3つ目ですけれども、経営が赤字で町が補填することになっても、町民が喜んで利用するのであれば、それは意義のあることと私は考えます。温泉に対する町民の要望や意見を具体的にどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 町民に親しまれるピンネシリ温泉にという質問につきまして、遠藤まちづくり推進課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） それでは、私のほうからご答弁をさせていただきます。

まず、1点目でありますけれども、ピンネシリ温泉は設置当初から町民の健康増進、保養施設として、また都市住民との交流の場として観光振興を図る上で重要な役割を担っている施設であるというふうに考えております。また、就労の場が少ない当町にとっては貴重な施設であり、食材や燃料等の購入など、地域経済振興においても少なからずその役割を担ってきている施設であるというふうに考えております。

2点目ではありますが、町としても同様な考え方であります。会社としても集客のために送迎バスの運行継続や新たな利用者感謝デーの設定、会社訪問などの取り組みを行い、集客に努力しているものと考えているところであります。

3点目ではありますが、ここ数年多くのご意見をいただいておりますけれども、会食や宿泊者への食事の内容の充実を求めるものであり、町といたしましてもこうした意見に対し、支配人はもちろん、取締役会に率直に伝えて改善を促し、最近改善の兆しが少し見えてきているものというふうに感じているところであります。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） それでは、また質問させていただきます。

役員体制を変えたという資料をいただきましたけれども、そのことで今までと違うことが何かできるようになりますか。役員とはいっても皆さん、支配人を除き無報酬であり、それぞれ本業の仕事を持っていらっしゃる方ですので、日常的に温泉の運営にかかわることができるかどうか心配しております。

2つ目ですけれども、26年度の計画では営業活動に重点を置くというふうになっていきますけれども、営業活動に当たってのセールスポイントは何でしょうか。どういうふうな営業活動になるのか、誰がその活動をするのでしょうか。

3つ目ですけれども、それこそ経営報告の中で話題が出ていました。食事の内容の充実を求める意見を踏まえて、それで改善を促したと、改善の兆しが見えているということでしたけれども、食事は集客のための一番大事な要素だと私は思います。会食や宿泊者とは限らず、一般の日帰りの入浴する町民の人にとってすごく食事は大事だと思うのです。そこで、もう一步踏み込んで、温泉のラーメンはおいしい、また食べたいねとか、温泉のそ

ばはいいよねとかという、町民の人たちがそんなふうに見えるような、そんなに高くはないけれども、ちょっとおいしいのだよというお勧めの一品はつくれないのでしょうか。そういうことは簡単ではないかもしれませんが、簡単ではないので、これは支配人任せであるとか指定管理者任せではなくて、メニューとか味の検討とか試食とかやってみて、これなら大丈夫とか、これいいのではないかなというものをつくれば口コミで評判も広がるだろうと思います。言葉だけで指導、助言するのではなく、足を運んで食べてみて、もっとこうしたらというようなことはできないのでしょうか。町民の人たちが喜んで食べたり温泉に行くようになれば、それは口コミで評判が広がっていくのだと思います。町民の方からよくお聞きするのは、温泉に行くのは食事が楽しみだったと、そういう声をよく聞きますので、お伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 何点かありましたので、ちょっと欠けるかもしれませんが、あつたら言ってください。

まずは、1点目ですけれども、今回役員体制を変えてきました。これによって、先ほど日常にかかわっていけるのかというようなお話がありました。今回の役員体制については、昨年度の第4回の定例会のときにも役員体制についての指摘を受けて、取締役を増員してもっと広く多くの方々の意見を聞いて、それを会社運営に当てるべきだというお話がありました。これを受けて取締役会の中でも議論されまして、5名ないし6名の取締役を配置する中で進めていきましょうということでありましたが、今回5名の取締役の体制になったというのが実態であります。そのうち、4名については本業を持っておられまして、もう一名については、今回でいいますと代表取締役については現職ではありませんので、23日に取締役会が開かれますので、その中でも代表取締役としての役割等について改めて取締役会の中でしっかり議論をしていくことになっておりますので、従前とはちょっと違う形での代表取締役の会社へのかかわり方というのが日常的に生まれてくるものというふうに考えております。その中で、取締役が、役員がかわったことによって何かいいメリットというか、変更になることがあるのかということでもありますけれども、一つは今までは代表取締役以外は取締役の立場でおりました。しかし、約款の中にも書いてあるのですけれども、代表取締役を支える意味で専務あるいは常務取締役という役職をもって配置することも可能だというふうになっておりまして、今回はそれを適用させていただいて、より取締役に対しての責任度合いを高めていくということで、みずからも、今までですと支配人が集客のための企業回り等を行っておりましたけれども、今後は代表取締役はもちろんでありますけれども、他の取締役についても積極的に会社訪問等を行う中で集客を高めていくというふうな考え方を持っておりますので、その辺には期待をしていきたいというふうに思います。

また、営業活動を行う上でのセールスポイントはという、あるいは誰がやるのかということでしたけれども、本温泉については一番はまず効能だというふうに思います。冷泉で

はありますけれども、他の温泉に比べて効能としても大変いいものを持っておりますし、町外から来る方はそれを求めて来ておりますので、そういう部分を1つはセールスのポイントにするということと、残念ながら皆さんが期待しているような食事の提供ができていないという指摘でありますので、当然その点は大きな課題として残りつつも、今後支配人はもちろんでありますけれども、役員会としてもその辺についての対応を十分する中で、何とか営業活動をする上でのセールスポイントを一つでもふやしていくという取り組みは必要かというふうに思います。営業活動そのものは、先ほど申しましたとおり、今までのような形ではなく、取締役全員が営業活動を取り進めるということにしていきたいというふうに思います。

また、食事が大事だというお話でありまして、何かお勧めのメニューをぜひつくるべきというお話であります。当然そういうふうに進めていくのが望ましいことだと思いますし、取締役会としては今後は今まで以上にみずから温泉に集まって具体的にその手法に関して議論を積極的にやりましょうということを第1回目のときに確認しておりまして、今後は月1あるいは月2回は必ず集まって、食事をしながらでもそういう議論を積み重ねていきたいと思いますという確認をすることを23日にやることにしておりますので、そんな中で新たなメニューができればいいかなというふうに思いますし、そういう話はぜひ取締役会のほうには伝えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 今のお話を伺って、期待をしたいと思います。

そこで、もう一回、再々質問をさせていただきたいと思いますが、指定管理者や支配人への指導、助言にとどまらず、温泉の方向性、大きな経営の内容といたしますが、方向性を考えるのはやはり町としての責任であり、役割であると思うのです。敏音知には、敏音知岳、道の駅、コテージ、キャンプ場、それにそうや自然学校等、さまざまな資源、施設が国道のすぐそば、近い距離に大体固まっているのです。敏音知岳は、登山だけではなくて、最近ではスキーとかスノーボードを楽しむ人もいるのだそうです。こういう施設や資源、これをまとめて温泉と連携させて運営するというようなことは考えられないでしょうか。

2つ目ですけれども、経費のことになると思うのですが、27期の計画では一般管理費を最大限節約するというふうにおっしゃっていますけれども、指定管理制度にしたこと自体が大きな節約になっていると思うのです。振興公社の経営報告がありましたけれども、そこはまた経営の中身が大いに違うことですので、収益を上げるためには経費もかかる、そういう施設ではないかと思うのですが、これ以上節約の余地はあるのでしょうか。そこで、具体的にですけれども、労働条件の一つでもある従業員の交通費の支給です。それができるような指定管理料にはできないのでしょうか。職員の募集で大変温泉のほうでも苦労したという話を聞いております。交通費がもし出ないということになると、市街地で温

泉で働こうか、働きたいと思っても、全く出ないとなると難しいのではないかと思います。2つ目、水道光熱費ですけれども、水道料は格安にはなっていると思うのですけれども、大幅な減免というものはできないものではないでしょうか。特に温泉ですから、水は商売道具だと思うのです。3つ目ですけれども、広告宣伝費が昨年よりも2万円ふえて5万円になりましたけれども、職員の募集チラシを町の広報お知らせ版に載せるだとか、年に何回かの温泉のサービスやイベントのお知らせの印刷代を無料にしたり、それから配るのは広報の配布のときにあわせて町内の全戸に配布できる、そういうようなことはできないものではないでしょうか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） お答えをいたします。

まず、敏音知地域の総合的な関係でありますけれども、これは数年前からいろいろと庁内でも議論をしているところでありまして、できるのであれば観光協会等々がそうや自然学校や温泉や何かをまとめて運営をしてもらおうというようなことができないかどうかと、これは庁内部で検討をしてきている一つの大きな項目であります。それぞれ今は別で運営をしているということで、いろんな連携が図れていないと、こういうようなことで、私もできるのであれば、ピンネシリ温泉も道の駅もコテージもそうや自然学校も一体となった管理運営をしていくような方法論が近い将来できないのかなと、こういうようなことを模索していると、こういうことでご理解をいただければなと思います。

また、観光開発株式会社で働いている職員の関係でありますけれども、交通費の関係については、私が知っている範囲では自分で来る人については人件費を若干高くして支給をしていたと、こういうようなことを聞いております。それは、観光開発株式会社の車で送迎している人よりも、私の知っている範囲では時間給で20円ぐらい高くしていると、こういうようなことで対応してきたと。今現在は、自分で車で来ている職員はいないというふうに聞いております。また、水道料の減免、または広告料の関係でありますけれども、これは第三セクターでありますけれども、あくまで私は商法で言う株式会社として観光開発株式会社が運営をされているということからいくとなかなか難しいのかなと、このように思います。ただ、振興公社と観光開発株式会社の比較をすると、振興公社は運営費の95%ぐらいは指定管理料なのです。また、観光開発株式会社は、指定管理料は大体全予算の33%ぐらい、そういう面で観光開発株式会社の運営というのは、1つはお客さんに来てもらって初めて成り立つ会社であります。そういう面の違いは間違いなくあるわけです。そういう意味で、それぞれ会社として努力をして、少しでも利用してもらう人たちが多くなって、そうして初めて経営が成り立っていくという施設でありますから、先ほど担当課長が言ったように、営業活動をより強固に進めていただいて、一人でも多くの方が利用していただけるように、本多議員にも利用してもらえようをお願いをしたいと、このように思います。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） それでは、私の質問はここで終わらせていただきたいと思います。

○議長（村山義明君） これで本多さんの一般質問は終了いたしました。
ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時46分

再開 午前 11時49分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

ここで、時間も余りありませんので、昼食にしたいと思います。議場の時計で午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前 11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

引き続き、受け付け番号3、議席番号1番、宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 受け付け番号3番、議席番号1番、宮崎です。それでは、1問目の教育委員会の職場環境について質問させていただきます。

前教育長が任期を2年半余り残して突然辞職した要因の一つに事務局職員との不和があったと全員協議会で説明を受けました。ニュース等でもよく目にしますが、大人のいじめや職場内でのパワハラが社会問題になっています。本町教育委員会事務局内ではそのような心配はないか伺います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 宮崎議員の教育委員会の職場環境について、前教育長が辞職をいたしましたので、私が知っている範囲をお答えさせていただきたいと思います。

前教育長の辞職に至った理由の一つに、私は教育長が希望していた事務局の職員体制の見直しがされなかったことも辞職の一つの理由であるのではないかと、こういうお話をさせていただきましたけれども、教育委員会の事務局の中の職場内でのいじめなどの報告等は前教育長から受けていないと、こういうことでございます。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 職場内でのいじめ等の報告は受けていないとのご答弁ですが、前教育長の辞職に続いて教育委員会事務局内のベテラン職員1名が長期休養に入られたということは、町の中でも一般町民の中でもたくさんの方がご存じのようです。この点についても、その原因は職場内での人間関係やパワハラなどのようなものではないから、町民の皆さんは安心して下さいということと理解してよろしいかどうか。教育長は就任された

ばかりですが、おわかりになればお答えいただきたいと思ひますし、町長のほうがおわかりになるといふことであれば、町長にお答えいただいても構いません。これが1点目になります。

それから、先ほどの答弁の前段についてですが、前教育長の辞職に至った理由の一つに教育長が希望していた事務局の職員体制の見直しがされなかったこともあるのではないかといいことですが、教育長がおやめになるような重大事にもかかわらず、なぜ職員体制は見直されなかったのでしょうかといふことが2点目になります。

そして、3点目ですが、平成23年に滋賀県の大津市で中学2年生がいじめを苦しんで自殺という結果に至ってしまった事件では、学校側がいじめはなかったとして適切な対応をしなかったことが翌24年度に入ってから発覚したことで大きく取り上げられました。そして、昨年6月に国会でいじめ防止対策推進法が成立しております。学校などの教育機関とそれを指導する教育委員会の隠蔽体質から子供たちを守る法律といふことになると思ひます。この法律が成立してから1年たとうとしていますが、私が知る限りでは最近でも学校生活の中で悩みを抱えていた子がいて、そういった話が教育委員会の中でもあったかどうかといふことはわかりませんが、大人のことだけではなくて、小学校、中学校でもいじめを心配するような事例といふのはなかったでしょうか、伺ひます。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 2点目の事務局職員の見直しをしてほしいといふ要望の関係については、私からお答えをいたします。

私は、前教育長から、職員体制の見直しをしてほしいと、こついお話がありました。2年前に課長職をほとんど私はかえました。こつい関係で、教育長には私は任期まではもう管理職の異動等はいりませんと、こつい話をしておりました。その後教育長からかえてほしいといふ話がありまして、私は前にも話したけれども、あとは教育委員会の事務局のトップとしてその職員等に教育長の考え方をちゃんとこつて、こつて指導をする、または話し合ひをして解決をこつと、こつい方法で処理をこつなさいと話をこつて、見直しはこつないと再三申し上げておきました。

以上であります。

あとの関係については、教育委員会のほうでわかる範囲でお答えをこつたさせます。

○議長（村山義明君） 柴田教育長。

○教育長（柴田 弘君） 最初の病気休暇の対象者の関係でありますけれども、まず私が就任いたしまして、そのことを引き継ぎをいたしました。内容については、個人のプライバシーの関係もございますので詳しくは述べることができませんが、今取り組んでいる状況については、病院に通院されていることでもありますので、通院された状況を把握しながら、職場復帰できるようなことこつて進めておりました。ただ、病気休暇の日数が3カ月といふことこつとられておりましたので、その間できるだけ、今病気休暇をこつとられている職員については先に述べたような形で対応してこつていくことこつとしておりました。

それから、3番目、昨年度いじめ防止対策法案が通りまして、各学校においてもそれに基づきいじめ防止対策の計画を策定いたしました。教育委員会議の中で、今始まったことではございませんが、過去からこども館、小学校、中学校のいじめに関するアンケート調査とか状況なんかを月1回必ず教育委員会議の中で報告していただいております。小さいこともその中で把握することになっておりますので、その中では私が来てからの部分でいきますとそういった話は私は聞いていませんが、少なからず過去の中でいろいろなことが学校内では起こっていることもゼロではないと思いますので、その関係についても当然プライバシーのことがいろいろ絡んできますので、そのことに十分注意して適切に学校に指導、助言していきながら、いじめのない学校づくりに努めていきたいと思っています。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 職員体制であったり職員さんの関係については、よくわかりました。

学校のほうについてですけれども、いじめというような大きな問題は重大なものはないというようなご答弁であったと思うのですけれども、万が一後で事実と異なっているということが判明した場合に重大な事態に発展して文科省または道教委の指導を受けることになるというふうにいじめ防止対策推進法に定められておりますが、そういった点も踏まえて、委員会として調査等をしっかりとなされた上でのお答えと理解してよろしいでしょうか。

○議長（村山義明君） 柴田教育長。

○教育長（柴田 弘君） 過去の部分で私も十分掌握しておりませんので、私が就任してからの部分でいきますと、そういった重大なものは聞いておりませんので、仮に過去の部分でそういった解決できていない問題がありましたら、早急に対応していかなければならないことでありますし、また解決している部分があるとすれば、そのところも聞きながら、今後の指導に役立てていくようなことで進めたいと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 教育委員会であったり教育機関、どちらにおいてもいじめであったり隠蔽体質というのがあってはなりませんので、あえて今のような聞き方をさせていただきましたが、教育委員会の事務局内でも学校のほうでも重大ないじめや隠蔽というようなことはないのご答弁であるというふうに思いますので、安心して1問目の質問を終わりたいと思います。

それでは、2問目の総合計画の見直しをという質問をさせていただきます。現行ベースで地方から大都市への人口流出が進めば、20歳から39歳までの女性が2010年から2040年の30年間で半減する自治体は道内で147市町村あり、中頓別町では147名から38名で74.2%の減少率になると日本創成会議の人口減少問題検討分科会による予測が5月8日に報じられました。現在の総合計画は、非常にショッキングな今回の予測を念頭に策定されておりません。改めて人口減少を食い止める総合的な施策を検討すべ

きではないでしょうか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 総合計画の見直しの質問につきまして、遠藤まちづくり推進課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） ご答弁を申し上げます。

この問題につきましては、最近では人口問題懇話会や第7期総合計画前期実施計画経済振興・雇用創出プロジェクト会議においても議論されてきたところでありますけれども、特効薬的な解決策を見出せない状況にあります。現在町内在住の未婚青年に対する交流の場の確保に向けた懇談会の設置や人口減少を最小限に食いとめるべき各種施策、子育て対策、住宅建設補助、医療費助成等を進めていく中で、人口減少を少しでも食い止められるような取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 先ほどの細谷議員の質問に、町長が16年間の在職で町民の皆さんに約束してきた施策等について自分なりに判断するとおおむね達成できたものと考えていると自信を持ってお答えになられていたと思います。私自身は、町政にかかわらせていただいていたことで4年目でして、それ以前の町長の12年間については正直よく存じ上げていないというところなのですけれども、達成されてこられた施策等たくさんあると思います。私が抱いている野邑町長のイメージというのは、本当に財政再建へのご尽力というイメージを強く持っております。しょうがないことだと思うのですけれども、何かを重要視すれば、それ以外のウエートというのは軽くなってしまうわけで、自分がかかわってきた中でいえば、やはり第7期総合計画がその一つに当たるのではないかなというふうに感じております。重点事業、最重点事業でさえも形が見えない。このまま来年の選挙後の新しい首長、議員に実現が難しい総合計画を引き継いでよいものかと危惧しております。まちづくりの核となる事業が進まない限り、日本創成会議が予測するところの人口減少を前提に総合計画の内容を見直すべきではないでしょうか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 人口問題を5月の8日に報じた日本創成会議、人口減少問題検討分科会の分科会長は、もとの総務大臣の増田さんであります。増田さんの話を集約すると、今のような状況のまま手をこまねいているとそういう状況になると、ですからそれに対抗するためにいろんな施策をやりなさいと、基本的にそういう考えを持ってこれを発表した増田さん、今は証券会社の何かをやっているみたいでありますけれども、我々は第7期の総合計画もそれぞれ見直しを随時やってきているわけでありまして、そうして、一つ一つ検証した中で、今回も第6回目の見直しをさせていただいて、追加をするものは追加をしていく、そういうような取り組みをして今現在やってきているわけでありまして、今全体的な第7期の総合計画の見直しをするというよりも、その年、そのとき、そのときの時代に

合った施策を追加して行って、そうしてそれを実現していくと、こういうようなことに尽きるのかなと。ただ、前期までにあと数年ありますから、前期ベースのもとに、人口だけをいえば第7期の総合計画の策定をした10年後の人口規模等々については大変厳しい状況にあることだけは間違いないと、このように思います。そういう意味で、総合計画の全面的な見直しについては前期の終わる5年目に人口の減少推移をよく見ながら、どの辺の人口規模を目標にするのかと、こういうようなことに尽きるのかなと思います。ただ、総合計画の施策を進めていくことについては、今お話ししたとおり時代、時代に合った施策を追加して行って、その実現を図っていくと、こういうようなことに尽きるのかなと、このように思いますので、もう少し時間をいただければなど、このように思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 人口そのものについては、最近でいえば中頓別町では1,900人台が何とか維持されてきましたが、町のホームページでは5月31日の時点で1,897人となっております、ついに1,900人を切ってしまったというところだと思いません。町が第7期総合計画で基準とした人口予測と日本創成会議の今回の予測というのは、かなり近い数字であると思います。ただ、町の第7期総合計画の人口目標については、今町長もお答えいただきましたけれども、今のままではかなり厳しい数字だというふうに改めて感じました。これも町長にお答えいただきましたけれども、逆に言うと今までとは違うちょっとしたきっかけでも、減らないということにならないと思いますけれども、減少の速度を鈍らせることができるということでもあるというふうに思います。最初のご答弁にもありますけれども、人口問題を考える中で後継者、担い手対策の意見交換の場に私も参加をさせていただいております。ただ、若い世代の団体単位というふうになると、それぞれの事業があって、その忙しさなんかから、正式な事業としての文書等が来ているわけではないからというような声もあったりして、それぞれの団体の中でも個々に温度差があるようです。ただ、これまでは本町の若い世代が持っている意識の把握という段階だったと思いますので、成果がなかったというわけではないと思います。自治体の中では行政のほうからかなり積極的にアプローチをされているところもありますが、これまである程度のニーズを把握された上で今後どのようなことを考えておられるのか、最後に伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 今後の特に町に在住する未婚率をいかに少なくするかということが一番大きな課題だと思いますし、今回のこれも強いて言えば少子化対策を町としてどう進めていくのかということが多分今回の出されている数字に大きく影響しているところになると思います。実は昨日、少子化に関して内閣府が少子化対策に関する白書を出しました。その中でも、今言われたように、各自治体が青年たちに婚姻を勧める施策についてどの程度希望しているかということ、実際に白書では20%以下ということで、意外と周りが思っているほど青年たちは直接そのことを望んでいるということではな

いというふうに私としては感じています。ただ、それであっても、地域に適齢期と言われる青年たちがいるわけですから、その方々が新しい伴侶を持って少子化対策に少しでも対応して、我が町を我が身が守るというふうな意識を図っていただけるような施策としては当然やっていかなければならないということだと思います。そこにはいろんな、ここにもちょっと書いてありますけれども、子育て対策や住宅建設だとか医療費の問題だとか、いろんな分野にかかわる問題でありますので、これを町全体としてもその辺もう一度見詰め直しながら対策を考えていく必要性はあると思いますので、近々に今行われている青年たちの懇談会をしっかりと立ち上げるというか、話をする機会を持ちながら、その方々が考えている町への貢献ということに関して、ぜひいい方向に向けられるように町としても努力をしていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） まさに今お答えいただいたように、今の若い世代をその気にさせるというのは本当に、数字を見てもかなり難しいことだと思うのですが、若い世代というか、今の時代に合った施策等をぜひ何か変わったものと考えていただけたらなというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（村山義明君） これで宮崎さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号4、議席番号7番、柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 7番、柳澤です。まず、1点目としてピンネシリ温泉の運営についてお聞きいたします。

中頓別観光開発株式会社の株主総会が5月29日に開催され、代表取締役が町長から別の株主に交代しましたが、出資株の半分を占める町として今後ピンネシリ温泉の運営にどのようにかかわっていくのか伺いたい。また、このことは2期連続赤字の経営責任の転嫁ではないかというふうに思いますが、いかがですか。さらに、2期連続赤字であることから、現指定管理者がふさわしいのかどうか見直すべきと思いますが、いかがですか。

以上をお伺いします。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 柳澤議員のピンネシリ温泉の運営について、私が社長でありましたから私からお答えをいたしますけれども、ピンネシリ温泉の運営に関しましては、今後は町から出している取締役を通してピンネシリ温泉の目的である町民の健康増進、保養施設として、または町外の人たちの宿泊施設として健全な運営が図られるよう全面的な協力をしてまいりたい、このように思います。

また、代表取締役の退任に関しましては、以前から私が代表取締役を引き受けても日常的に会社に出向き、経営の中身を確認することができない状況であり、数年前より退任したいとの意向を取締役会で申し上げておりまして、決して経営責任を新たな代表取締役に

転嫁するとの考え方ではないということでご理解をいただきたいなと、このように思います。また、現在の指定管理者との契約は平成27年までであり、指定管理者を見直すべきかどうかは次期指定管理者の決定に当たり検討すべきものと考えております。また、現段階で町側から会社運営の赤字を理由にして契約を解除することはできないものと、このように考えているところでございます。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） これは事前に調べればよかったのかもしれませんが、ちょっとお聞きしたいのですが、公有財産台帳で24年度の決算で町の持ち株が505万円になっているのです。それで、この間いただいた資料、株主名簿を見たのですけれども、100株しかないのに、1株がどうなったのか、株の異動があったのかどうかをまずお聞きしたいと思います。

それから、指定管理者との契約を解除することができないという答弁がありましたけれども、指定管理者はあくまで指定であって、私は契約ではないと思うのです。契約だとするならば、入札が行われたり見積もり合わせが行われなければならないと思うので、この点は私は違うのではないかなと思うので、その点についてお聞きしたいと思います。

それから、健全な運営が図られるように全面的な協力をするということなのですが、今回の役員名簿を見て、町側からはまちづくり推進課長の遠藤課長が取締役として入っておりますが、能力がないという意味ではないですけれども、立場としてどこまでピンネシリ温泉運営にかかわっていけるかというのが、まちづくり推進課長も常時温泉にいるわけではないので、温泉側の社長の考えを町長に伝える、町長からそれなりの意見や考えを聞いて、また温泉の社長に伝えるというような連絡的な要素しか私はできないのではないかなというふうに思うのです。その点で町側が本当に運営にしっかりかかわっていけるのかどうか、まず私は疑問に思います。

それと、代表取締役あるいは支配人、それぞれ人間性に特に問題があるわけではないのですけれども、今回も先ほどの本多さんの説明、あるいは会社の総会資料等で、集客に努力するとか、経費をより一層削減していきます。これは毎年言われていることでしょう。常に集客に努力します。あるいは、お客さんのニーズに応えるように工夫していきます。だけれども、毎年どうなのだ、どうなのだという批判が出ますよね。場合によっては、スリッパが出ていないと言ったら、電話がかかって、我々が行く前にスリッパを用意してあったり、先ほどもいろいろ、食べ物が焦げているだとか、掃除が行き届かないだとか。結局私は、その中で本当にしっかり管理をしている人がいないから、こういうことになるのだと思うのです。そこで、例えばですよ、社長ですから、社長は責任あります。だけれども、実際ノウハウをどこまで持っているか。支配人がどこまでノウハウを持っているか。根本的にノウハウを持っていない方が社長になったり支配人になっても、その場でしっかり取り仕切る人がいなかったら、うまく努力してよくなりなさいというほうが私は無理だと思う。先ほどからいろいろ話を聞くけれども、やっぱりお客さんの批判が物すごくある。

二度と行かない、そういうお客さんをもう一度取り戻すというのは大変な努力が私は要ると思うのです。それで、町長も答えられたように、町長が日常的に会社に顔を出すということは、これは困難なことだと思います。当然だと思います。ならば、後の質問にもありますが、副町長を置いて、代表取締役にして、そしてしっかり見れる役場のOBでもいいです。あるいは職員を派遣する。職員を派遣すると人件費の問題があるので、無理かと思うのですけれども、役場のOBですとある程度安く雇うこともできるのかなと思うので、そういう方を置いて実務をしっかりと取り仕切らせるということをしなないと、私は無理なのではないかなというふうに思います。それから、現状では半分以上出資をしている町が実質的には離れてしまうのかなと、だから資本は出しているけれども、経営とは離れてしまう、資本と経営が分離した状態になるのかなというふうに思いますので、この点について再度お聞きしたいというふうに思います。

それから、指定管理者といいながら、現状は第三セクターそのままだなという気がするのです。それで、指定管理者という一つの会社ですよ、それが2期連続の資本減少、赤字を出している。それでも、なお指定管理者として引き受けているわけです。通常の会社ではあり得ないでしょう、2期も赤字になっているところをまだ続けるなんて。通常はやっぱり撤退していってしまうでしょう、とてもではないけれどもやっていけないということで。だから、それがまだ今回も観光開発株式会社として引き受けている。この点について、会社の内部としてこのことをどう捉えているのかお聞きしたいというふうに思います。

まだちょっとあるのですが、聞いているほうもどこまで聞いたかわからなくなるので、とりあえずこの点についてお答え願います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 私の答えられる部分は私が答えますし、答えられない部分は担当課長にお答えをさせます。

まず、1点目の505万円の関係でありますけれども、町が予算計上して出資をした資本金は500万円であります。そして、その後、昔山口商店にいた山口虎雄さんが亡くなって、奥さんが歌登へ転居をいたしまして、その奥さんから私の持っていた株については町に寄附しますと、そういうことで505万円になったと、こういうことでご理解をいただければなと私は思います。

契約の関係については担当課長が後ほどお答えをいたしますけれども、まちづくり推進課長のかかわりは、今柳澤議員が質問した中身のとおりでありまして、取締役として出て、取締役の中でいろいろ決められて、会社が対応できない部分については町のほうで対応できるかどうかと私のほうに相談に来ると思います。それは、当然だと思います。そして、その結果、対応できるものは対応していくと、対応できないようなものについては十分協議というか、内部で協議をした中で、また議会と相談をするだとか、そういう部分につながっていくのかなと思います。

また、資本と経営の関係でありますけれども、大変難しい問題で、一時的にもしも経営の中で資金が足りない場合については資本金を一時活用すると、こういう部分もあって、言えば商法で言う株式会社の資本金があるのかなと思います。ただ、今回みたいな2期連続の赤字でこれを利用して収支のバランスをとるとするのは基本的には好ましい状況ではないだろうと、このように思います。しかしながら、今現在三セクでありますから、もしも三セクが赤字分を負担して、そうして赤字分を解決するとしたら、半分は町が持つ、50%をちょっと上回りますから半分ちょっとですね。または、株主の方々がその残りを負担してもらって、会社が解散をするかどうかと、こういうようなことに尽きるのかなと思います。しかしながら、この会社、観光開発株式会社、第三セクターで設立した当時は恐らく株主の人たちに迷惑をかけないからと、そういうことで株主になってもらった人たちがほとんどでないかと、私はそんなような気がいたします。これはあくまで私の主観でありますけれども、そういうことからすると株主の方々に赤字補填をお願いをするということとはなかなか難しいのかなと、このように思います。そういう意味で、恐らく株主になった人もそういうような話を聞いた中で、町が大株主だから心配ないだろうと、そういうような考え方のもとに株主になっていただいた人たちがほとんどでなかろうかなと、このように思いますから、そういう面で経営と資本と分離をして独立でいくということはなかなか難しい。

それと、もう一点は、第三セクターの運営方法というのは今の総務省でもかなり注意をしているところであります。町のほうにも毎年第三セクターの経営状況ということで、銀行から資金を借りて赤字補填をしているのでないかという調査が毎年あります。そういう中で、中頓別町としては今のところは赤字分を銀行から借り入れをしているような状況ではありませんから、そういう面では健全な運営の一つの企業と、こう押さえていますけれども、中身については資本金を流用していると、こういうようなことであります。

また、先ほど観光開発株式会社の内容についてどうなのかと、こういうような質問もありましたけれども、これを町長がお答えするというのは適切ではないだろうと、このように思いますから、後ほど、23日かな、役員会があるといえますから、その中でお話をさせていただくと、こういうことでご理解をいただければなと、このように思います。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 観光開発株式会社との契約ではないというふうなお話、今現状は観光開発株式会社と町とは中頓別町ピンネシリ温泉の管理運営に関する協定書を締結しておりまして、この中に指定期間を設けております。これは、現段階での指定期間は平成24年4月1日から平成28年3月31日までとするというふうに規定を設けて、双方が協議をしているということであります。当然指定管理料についても第6条の中で指定管理料の額を決め、なおかつこれによらない場合については双方協議した上で確認をするというふうな規定を持って運営をお願いしているということでありますので、これを町側から、先ほどちょっと町長が言いましたけれども、一方的に会社が赤字だという

ことを理由としてこれに対して、契約というか、協定書を破棄するということは好ましくないというふうに考えるところであります。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） それで、町長が答えるのは好ましくないというので、後ほどということなのだけれども、町から例えば指定を外すということはできない、やらないにしても、普通なら先ほど言ったように逆に会社のほうからもう勘弁してくださいと言うのが普通ではないですかということなのです。だから、会社の内部でどういう協議をしたかお聞きしたい。赤字、赤字となっているのに、普通の会社はそれでも私これを運営していきますと普通はならないでしょうということなのです。だから、そこを聞きたかったわけです。町のほうから打って出なさいという意味ではなくて、その点をお聞きしたかったので、役員会があったら、そこら辺をどう考えているのか、会社としてどう考えているのか、後ほど役員会が終わった後にでもお知らせいただきたいというふうに思います。

それから、資本金なのですけれども、寄附を入れて505万円、そうすると町の財産として現在も505万円あることになりますよね、公有財産台帳にはそう載っているわけですから。でも、現実には価値としては37%になってしまっているわけでしょう。そうすると、63%はもう価値がないわけでしょう。要は、町の財産として500万円のうちの63%は財産の値がもうなくなっているわけでしょう。そうすると、今その505万円で置いていること自体が私はおかしいのではないかなと、町のありもしない財産をありますよと持っていることになるから。私は、これをちゃんと原資をきちっとして、それはこれから500万円に戻る可能性があるのならまだしも、現状ではやっぱり無理でしょう、下手したらもっと減るかもしれない。だから、価値のないものをそのままにしておくということも私はちょっと問題ではないかなと思うので、これはきちっと現在の価値として評価すべきだというふうに思います。

それから、先ほど本多さんの答えにもあって、町長も答弁されたのですけれども、私もちょっと考えていたのです。温泉の向かいにある観光協会の管理しているもろもろの施設、観光協会に渡すのにはどうなのかというようなことで町長も答弁されて、以前からも模索しているという話でしたけれども、以前から模索しているのなら、もう結論が出てもいいのではないですかというふうに私は思うのです。何そんなに問題があるだろう。だから、全部あの辺一帯を観光開発株式会社、観光を開発するわけでしょう、そうしたらやっぱりあの辺一帯を観光開発株式会社に運営させて、そして双方をマッチングしてやるのが私は一つの有効な手段だと思うのです。どうぞコテージをお使いください、食事は温泉のほうで用意します、どうぞお風呂もお入りください、そういう一体的にあそこを活用してもらえらるわけでしょう。今もコテージを使って、温泉から料理をとろうと思えばとれるけれども、一回一回利用客が行って交渉するわけでしょう、温泉のほうでつくってもらえますか、いや、できませんだの、できるだの。受付に行ったら、コテージを使うときに料理はもし希望されるなら温泉のほうで用意しますと、セットでいかがですか、話は一発で決まるわ

けでしょう、ぜひそういう利用をさせていただきますと。オートキャンプ場だって、利用されたらどうぞ温泉にお入りください。そのときは半額の券ぐらい差し上げたっていいでしょう。やっぱりそうやって経営者が一つになればいろんな工夫ができるはずなのです。そして、工夫してもらって、温泉も利用してもらう、コテージも利用してもらう、どうぞパークゴルフも遊んでくださいというような一体感を持たせるためには、観光協会ではなくて観光開発株式会社に全部の運営をさせるというのも私は一つの方法だと思うので、現在模索されているようですけれども、できればやるのなら早いほうがいいのではないかと、そういうふうに思いますので、これは模索されているのですから、早急にやってくださいということです。

それから、先ほどの指定の件なのですけれども、現実的には2期連続の赤字があって、社長が交代されて、そうすると現会社を指定したときは条件が大きく変わっていますよね。過去にもこの指定管理者に希望された業者がおられたはずなのです。今も希望されているかどうかはわかりません。そういうことを考えたら、もう一度再指定をしてみようということも一つの方法ではないかというふうに思いますので、その点についてまたお聞きします。

それから、株主名簿を見たら、現在不在の方、それからもう亡くなってしまっている方が結構おられますよね。これもそのままになっているのです。普通株式会社であり得ないでしょう。それは、やっぱり早目に相続させるとかという方法をとるとか、ここまでできてしまったら、一回株主も整理する、会社も一度整理解散するというのも、もう一度リニューアルするという意味でもそういうことも一つの考えとして、方法の一つとしてあるのではないかと思いますので、その点についてお聞きいたします。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） まず、1点目の現在の資本金の価値の問題でありますけれども、今まだ会社があって、形からいくと505万円の資本金を町が観光開発株式会社に出していると、そういう意味でこの数字を今の資本金の残っている額の町が持っている約51%ぐらいですか、その額に見直しをするということについては、私どももはっきりいいよと、できるよと、こういうようなことにはちょっと今申し上げられませんので、関係機関に問い合わせをした中で、そういう形がとれるのかどうなのかと、そういうことでもう少し時間をいただいて勉強してみたいなと、こういうことでご理解をいただければなと思います。

また、最後に質問のあった株主の名簿というか、株主の関係でありますけれども、これは私がやめるときに取締役会の皆さん方にも支配人にも、うちの担当課長にも話しましたけれども、かなり亡くなっているのです。新しい人、息子さんでも何でも引き継ぐ人に名前をかえていくと。本人の承諾があれば、取締役会で承認をすれば名前はかえることができますから、定款で定められていますから、そういうようなことを早急にやりなさいと、こういうような指示をしてありますので、ことしはそれの見直しができるだろうと、こういうぐあいに思っております。

それから、体制でありますけれども、私どもも、本多議員のときにお話ししましたけれども、観光協会の会長さん個人にはこういう町の考え方を持っているという話はしておりません。その場合については、柳澤議員とはちょっと考え方が違いますけれども、観光協会が今言った温泉施設なり自然学校なりを引き受けてもらえないかと、こういうお話を私の町長室で会長さんにだけは話してありますけれども、観光協会のほうでそれを議論されているかどうかというのはまだ確認をしていないのでわかりませんが、どっちへ転んでも、私も柳澤議員も考え方は同じだと思います。一体となった運営をやることによって効率化が図れるし、また利用する人たちにも便宜が図れると、こういうような考え方がありますから、そういう方向で観光開発株式会社がやるのか、観光協会がやるのかも含めて早急に担当課長に打ち合わせを進めるように指示をいたしたいなと、このように思います。

まだありましたか。

(「再指定を検討したらどうか」と呼ぶ者あり)

○町長(野邑智雄君) 24年から指定管理を再スタートさせましたけれども、そのときに民間から1社ありました、指定管理をしないと。たまたまそのときの金額等々については、当時の観光開発株式会社の指定管理料と比較すると350万円ぐらい高かったのかなと思いますけれども、当時1,150万円ぐらいの記憶をしておりますけれども、それで観光開発株式会社のほうに指定管理を決めた経過はあります。そういう意味で、あと2年ですか、今4年間の指定管理の期限でやっておりますから、そういうことも含めて、ただ、今こういう田舎では、指定管理を行政のほうでなくて指定管理を受けているほうがやめられるので、直営でやっているところが結構あります。天塩町もそうだと思いますし、それから猿払村も指定管理のところはやめて、また違うところに指定管理をしたような気もいたしますけれども、こういう状況になってくると指定管理のあり方自体についても見直しをしていくということは一つの考え方でなかろうかなと思いますから、指摘を受けたことを十分踏まえて今後に生かしていきたいと、このように思います。

○議長(村山義明君) 柳澤さん。

○7番(柳澤雅宏君) それでは、次の質問に移らせていただきます。

平成19年から7年間、副町長が配置されていませんが、町長が公務出張等で不在の場合、町を代表する者がいないことは問題があるというふうに思います。改めて、副町長を配置する考えはないか伺いたいと思います。また、町長不在時、教育長を事実上の代理者として機能させることは可能かどうかお伺いいたします。

○議長(村山義明君) 野邑町長。

○町長(野邑智雄君) 副町長の配置について私からお答えをいたします。

私の町長としての任期も残すところ1年を切りました。今後のことを考えると、副町長となる職員の任期4年間ありますけれども、私としては4年間の責任を持つことが難しいので配置は考えておりませんが、事務等で町民の方々に迷惑をかけないよう努力

をしまいたい、このように思います。

また、教育長は、法の想定している長の権限に属する事務を専決、代決、代行するなどの事務権限は全く行使できないものと、このように思います。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 町民の方たちに迷惑をかけないように、町長もいろんなほかの役職を持たれたのをやめて、極力不在にならないように努力されているというふうには思いますけれども、それでもやっぱりどうしても出張があって不在になるときがある。そのときに、過去もよくあったのですけれども、職員あたりが町長の決裁がおりないうちというようなことを何回も過去にも聞いてきたわけで、いつまで町長が不在なので、帰ってき次第決裁を受けてというような答弁を何回も聞いているので、まるっきり迷惑をかけないということは、私はかけないでいくということは不可能だと思うので、たとえ1年といえども、やっぱり私は置いたほうが、置くべきだなというふうに思います。先ほどのピンネシリ温泉のことも含めてそういうふうに思いますが、町長がここで答弁しているので、考えは何回聞いても変わらないと思いますので、その点はいいです。

それで、教育長のことなのですけれども、法的には当然答弁されたとおりかなと思います。ただ、現実的には、公のことではなくても、何かのイベント等、あるいは町民の中に何かがあったときには町長がいないときに教育長が出ていますよね、町長代理というような形で。これは、ほかの町民が見たら、やっぱり町長のかわりに来ているのだなというのは、町民は100%そういう見方をすると思うのです。現法律のもとにおいては、いわゆる町部局と、それから教育委員会というのは完全に分離しているわけで、だけれども現実的には町長の代理として出席したりしているわけでしょう。そういうことを考えると、私はそれを見て常に不自然だなと思って、何で教育長が代理になるのだろうと。公の場ではないですよ、でも町内の一般行事等においてはそれが行われているわけでしょう。だから、そういうことを考えると私は副町長を置くべきだというふうに思いますが、その点についてももう一度お聞きいたします。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 先ほど副町長となる職員の任期の間責任を持ってないので、なかなか配置は難しいと。恐らく副町長にならないかと今の時点で職員に言ったとしても、なかなか引き受け手はいないだろうと、これは私個人の考え方でありますけれども。一番は、教育長は任期が決まっていて、これは解約できない。本人が辞職しない限りは、地方教育行政の組織及び運営の中で解職にはなりませんから。ただ、副町長だとか副市長というのは、地方公共団体の長が解任することができるわけです。ですから、私がやめた後、新しい町長が必ず副町長をそのまま継続をして雇用してもらえるかどうかという責任は私は持てない。そういうことになるので、恐らく職員もその辺は十分承知していると思いますから、なかなか難しいのだろうと、このように思います。ただ、町民に迷惑をかけないということは、昔は私も携帯電話等を持っておりませんでしたから、出張に出ていくと連絡が

なかなかつきにくかった。今は急を要する場合については携帯で必ず連絡が入って、その用件に対して、もしも総務課から来れば、総務課長にそのとおり、連絡あったとおり決裁代行してやって事務を進めてほしいと、こういうような指示をしていますから、そういう面での対応が今は十分できるのだろうと、このように自分なりに思っておりますけれども、先ほど答弁したとおり、事務を専決したり代行したり、または代決をしたりすることはできませんけれども、一般的な単なる事務処理の協力支援を得ることは、これは可能なのです。ただ、これはあくまでも単なる事務処理の協力支援でありまして、今私が不在のときにどうしても行事があってお願いしているのは、町長のかわりに挨拶をしてほしいと、これが主な協力要請でありますから、そういう面では先ほど私が答弁をしたとおり、事務に対する事務権限とは全く内容が違うものであると、こういうことでご理解をいただければなど、このように思います。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 置かないということがはっきり答弁されたのですけれども、もし置かないということであれば、自治法の第161条に基づいて当町も副町長の定数条例を設けております。ただ、161条のただし書きに、条例で置かないことができるというふうにあります。それで、私も自治六法でそれを見たのですけれども、自治法の実例で副知事または助役、現行法では副市町村長ということですが、を置かない場合は必ず条例の制定を必要とするというふうに書いてありました。そうすると、平成19年4月から置いていないわけで、7年間にわたって当町の場合はその条例がないわけですから、自治法違反、そういう状態になっているのだということになりますよね。それで、今回も置かないという答弁でございますので、もしそのとおり置かないのなら、町長か、もしくは条例提案権のある議員側、どちらからか早急に副町長を置かない条例を提案して、現の自治法違反状態を早く解消する必要があると私は思いますが、この点についていかがかお聞きします。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 町として副町長をいつでも置ける体制にしておく、ということ、条例というか、副町長の廃止をうたわないことにしてあるわけありますから、これは自治法違反になるかどうかというのはなかなか難しい判断だと私は思います。あくまでも絶対置かないのだということを決めてあれば、私は条例を設けて廃止というか、そういう条例を設けることもいいことだと思いますけれども、必ず絶対置かないのだと、そういう意味ではなく、私はたまたま便宜上、財政だとかいろんなものをかみ合わせた中で置かなかったわけです。今から約8年前です。それで、今までずっときて、今の時点では置かないと言っているのは責任を持ってないから置かないだけであって、決して全面的に置かないという、そういう形をとっているわけではありません。これは、近隣町村でも、今浜頓別町も置いていませんし、今から7年前は豊富町も置いていませんでしたけれども、条例を設けて当時の助役を廃止したということではなく、ただ便宜上置かないと、そういう捉え方をしていただければいいのかと、このように思います。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 3回になってしまったので、もう質問はしませんけれども、今の町長の答弁も文言としてはわかるのですけれども、短期的な、最低でも1年以内、半年、状況によっていろいろな状況があるので、その間は置かないというぐらいのものであれば、私も今の町長の答弁でよろしいかなと思うのですが、7年間も置かないということになれば、やっぱり条例はきちっと整備すべきだろう。置くときにまたその条例を外せばいいだけのことから、置かないという意思がはっきりしたら、それはそれできちっと条例でうたうべきだというふうに一応実例ではあるわけで、私はそうすべきだというふうに思いますけれども、これで質問を終わります。

○議長（村山義明君） これで柳澤さんの一般質問は終了いたしました。

ここで議場の時計で午後2時15分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

引き続き、受け付け番号5、議席番号4番、東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 受け付け番号5番、4番、東海林でございます。私は、今回2点について質問させていただきます。

1点は、今までお二人の同僚からありましたピンネシリ温泉の将来計画についてでございますけれども、重複する部分もございますので、重複しない限りにおいての質問といたしますし、重複している部分についてはお答えは前の質問者にお答えいただいたものとして省略されて結構でございます。まず初めに、役員体制と今後の運営、新しい役員体制ができましたけれども、これに対してどういう期待ができる要素を感じているのかお聞きしたいと思います。

2つ目には、この辺は前の方が質問している部分ですが、町としてどうかかわっていくのかということろは柳澤議員からもありましたので、この辺は再質問でさらに伺いたいと思っております。この辺はお答えは結構です。

3番目、ピンネシリ温泉が将来的な運営に対して現在抱えている課題は何でしょうかということであります。

以上です。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 東海林議員のピンネシリ温泉の将来構想について、遠藤課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 私のほうからご答弁をさせていただきます。

まず、1点目についてであります。役員体制に関しましては、取締役を3名から5名に増員を図り、総会後の取締役会において、大変厳しい運営状況にあることを踏まえ、代表取締役を支える専務取締役及び常務取締役を新たに選任し、支配人にも取締役として今まで以上に会社運営に責任を持って携わっていただくこととなり、各取締役がそれぞれの立場で今まで以上に積極的な営業活動を図っていくことを改めて確認されたことにより、今後の経営につながっていくものというふうに期待をしているところであります。

2点目は省略しまして、3点目、現状の課題につきましては、宿泊施設においてトイレや洗面設備等、利用者ニーズにそぐわない点や部屋数が10部屋と団体客の受け入れができない点が大きな課題であるというふうに考えております。また、温泉施設そのものが市街地から15キロほど離れており、高齢者の方々を初め、町民にとっては日常的に使用しづらい面も課題の一つではないかというふうに考えているところであります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） それでは、再質問させていただきます。

まず、役員体制ですが、これは私が前回に質問して提案申し上げましたように、3名の取締役で1名が町長であり、町長が社長になって取締役になり、そしてあとは支配人がなって、あと一人の取締役が地元の農業者であったという状況から、幅広く人材を求めて新しい発想のもとにいろんな提案をいただけるような方をふやすべきではないかという提案をいたしましたところ、早速今総会において定員をふやしたという、これは大変私はよかったなと思っております。ただ、1つ私が心配するのは、今回の一般質問でも4名の議員がピンネシリ温泉問題で一般質問をするわけです。ということは、今ピンネシリ温泉が非常に岐路に立っているという思いが議員諸公にあるからなのです。今まさにこの役員体制も含めて新たな出発をするときだから、いろいろな問題を解決してほしいという思いもありまして言っているのですけれども、私は週に大体1回ぐらい温泉に行っているのですけれども、取締役の方に会うのは社長の町長ぐらいのもので、それも土曜か日曜ですよね。あとの役員の方に会ったことがないのです。私が行かないときに行っている、そういう可能性も十分ありますから、それはそうなのかもしれませんが、社長である町長とはたびたび温泉で顔を合わせるけれども、ほかの取締役、監査役には会ったことがないのです。町長は、そういう面で、町長をやりながら日常的に会社をきちっと管理するために一々出向くことは大変だと言いながらも、ほとんど日曜日なんかにはよく行っていました。そういうことだけでもよく内容的にはおわかりだと思つるので、新役員体制、どういう話になっているのか知らないけれども、1つ聞きたいのは、遠藤まちづくり推進課長が取締役になりましたけれども、これまで温泉に入りに行ったことがあるのだろうか、どのぐらい行ったのだろうか。行くと課題が見えるのです。私はこれからたくさん課題を出しますから、それに答えてほしいと思うのだけれども、そういう意味で、新しく観光協会長、商工会長の桜田さん、建設会社の細谷さんは前から取締役だけれども、余り姿を見たことがない。だとすると、課題をわかっているのだろうか、そういう心配があるのですけれども、

そこで新体制になってどんな期待ができるのかというところを本当は一番聞きたかったのです。それが率直な思いでありまして、こういう体制になった理由、ここに若干答弁いただいておりますけれども、もう一度確認したかったのです。

それから、2番目の町としてどうかかわっていくのか、これは柳澤議員の質問で、これからはまちづくり推進課の遠藤課長が町を代表してきちっと物を申し、そして改善していくと、いい経営をしていくということだろうと思うのですけれども、そこで前にも私が言ったのは、町長が社長をやるといのはおかしいと言いましたよね、やめてくださいと、きちんと社長を選んで、町長は町長という立場で高い見地から、町の施設ですから、この施設経営に当たってほしいということ言いまして、これまた実現してくれて、ほかの議員は町長がやらないのはおかしいと言う人もいるのだけれども、私はやめて妥当だったと思うのです。ただ、町長、町長としてはこれからが大変だと思うのです。代弁者としての遠藤課長はいるにしても、遠藤課長だけの考えでやれる問題ではなくて、当然これからは町長は厳しく会社に対して遠藤課長を通して指導、助言を与える。逆に重い立場になったと思うのです。今まで町長は社長に対して文句を言うはずはなかったのですから、そういう意味ではいい関係になったと思うので、町長はこれからどういう、私が今言ったような単純な言い方でありまして、高い見地からきちっとした指導、助言を遠藤課長を通じてしてほしいと思いますが、どういう立場になろうとしているのか伺いたいと思います。

それから、3番目ですけれども、課題は例えば宿泊施設にトイレがないとか、それから温泉施設が15キロも離れているとか、こんなのはできたときからわかっているわけで、これが課題だとは私は思わないのです。与えられたものでやるよりしょうがないのです。精いっぱいのことをするよりしょうがない。課題はまだまだたくさんあるでしょう。例えば料理人がいない。こういう温泉ホテルの中で一つの大きな魅力は、立派な部屋はなくても、トイレがついている部屋はなくても、うまいものを食べさせてやる。腕のいい料理人がいた時代は、それなりに繁盛したでしょう。そのかわり、料理人に対する人件費はかかりました。しかし、今は料理人はいるのですか、いないのですか。その辺をまずきちっとしないと課題が見つかってこない。私は、料理人がいないことが課題だとまず申し上げたい。

それから、職員研修はどうなっているのですか。今温泉ホテル経営の従業員として、支配人としての客への対応、そういった問題できちっと研修させていますか。あの人たちはわかっていますか。それが研修も受けさせないで、ただうまくやれよ、やれよと口先三寸で言ったってやれるわけがない。会社を二、三日休んでもいいから、どこかの温泉施設に入れてじっくりと研修、視察させるぐらいのことを考えないと抜本的な改革はできないと思います。この辺も課題と思わないですか。

それから、営業活動をしていないのではないですか。営業活動をしていますか。しているとしたら、誰がどういう内容でどんな日数でやっているか教えてください。

次に、発足したとき、スタートに立ったときはきっと経営コンサルタントの意見等もも

らったと思うのですけれども、ここ何十年来経営コンサルタントの意見をもらったこともないと思うのです。経営自体が素人で、支配人も素人で、料理人もいない。こんなところでやろうとしたって無理なので、その辺も含めて一回きちっとした経営コンサルタントに経営の内容を見て指摘していただいたらいかがですか。それも課題解決の方法だと思うのです。

前に私も提案したことがあるのですけれども、団体客も呼べない、宿泊施設の設備も不十分だといいいながらも、しかしこれを湯治客専門の温泉にしたらどうですか。今は、ご承知のとおり湯治客は2,000円、高くて3,000円の時代です。これは2連泊以上とか3連泊以上という決めがありますけれども、そういうふうに泊まっていたにぎやかになっていただいたら、物も食べるし、買うだろうし、場合によっては自炊できる装置を、1部屋ぐらいは壊してもいいから、調理できる部屋をつくって、湯治客を安い料金でお迎えするという発想は成り立ちませんか。

それと、もう2つ提案させていただきます。この支出状況を見ますと、賃金の次に多いのが光熱水費です。1,100万円以上かかっています。ですから、水道、電気、燃料ということになると思いますが、1つ今考えられるのは、前にも言いましたけれども、電気料金がどんどん高くなるそぶりもありますから、1つは電気のLED化。私的なことですが、私のお寺の護持会の会長をしているのですが、経費が電気代が高くてしょうがないと、思い切ってLED化しようということで、特殊な寺の照明がありますが、それ以外は全てLED化いたしました。40万円ほどかかるのですけれども、これはすぐ取り返せるような気がしております。一時的な投資は当然かかりますけれども、節約できる部分については町も思い切って負担をして、いろんな経営努力で節減はしていただくにしても、全館照明をそういった形のものにしてやるのも今後の経営について必要でないかと思しますので、1つ提案させていただきたいと思います。

最後に、先ほどから指定管理の問題が出ております。指定管理を場合によっては見直すとか、外すとかという、そんなことも町長がちらっと、外すこともあり得るだろう、見直さなければならぬだろうというお話もありましたけれども、発足当時のことを考えると、あの観光開発株式会社は指定を外されたらどうなるのですか、あと何をするのでですか。その前にあの会社を倒産、破産するような形にせざるを得ないですよ。あの会社は、町営の温泉だという前提で町が出資し、それに住民の方が応援した形で出資していただいた会社で、ホテルの経営を行うという目的でつくった会社ですから、今さらやり方が悪いからということで外すことは本来できないものだと思います。法的にいえばできます。だめなものはやめてもらうのはできるけれども、ただこの流れ、歴史を考えると、だめなところは直してもらって、それこそ見直してもらってでも、きちっとした会社にして経営に当たらせるというのが町としては筋だろうと思うのです。ですから、私はどうしてもこの会社に立ち直ってもらわないと、株主の皆さんに対してだって、1,000万円が三百何万円になったなんていったら目減りしていることは間違いないので、申しわけない話で、

1,000万円に戻す努力を会社にしてもらわないと、そのぐらいの気持ちになってもらわないと、悪いですけども、役員の方にも死に物狂いで当たってもらうことを前提にこの新体制になったと思うのです。そういうことで、私の考え方としては再指定の問題はなるべく避けていかなければならない。そのためには、経営する指定管理者をそれ相応の信頼できる指定管理者にすべきことだと、こういうふうに感じます。

以上です。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） たくさんありましたので、抜けるかもしれませんが、指摘をしていただければと思います。

まず、新体制になって、私自身もどの程度利用していますかという話がありました。子供が小さいころはよくお伺いをさせていただいた経過がありますが、確かに今では利用する機会は以前ほどはないかもしれません。ただ、全く使っていないということではありませんが、今後は大いに利用させていただきます。第1回目の役員会のときにも、役員そのものが今まで温泉の利用に関してどうだったかという話も実は中にはあります。当然役員の中からも今の危機的な状況に関する認識は皆さんそれぞれ持っておりまして、先ほど本多さんのときにもお話ししましたが、役員みずからが、今まではどちらかという支配人一人をお願いをしていた形の中でやってきましたけれども、そうではなく取締役全員がしっかりと営業活動も含めて、あるいは利用も含めてやっていこうというような話がされておりまして、23日にも取締役会がありますので、きょう皆さんから出された意見も含めてそのことは報告を私のほうからさせていただいて、改めて温泉運営にかかわるそれぞれの取締役としての役割をしっかりと認識をさせていただいて対応していくことで難局を少しでもプラスに持っていけるようにしていきたいというふうに思います。

2点目の取り扱いについては、町長の立場ですので、町長のほうからお答えをいただくことにして、課題に関する部分であります。今課題が7点ほど出されました。まず、1点目に料理人がいないことのお話がありました。これは、総会の折にも実はその話が出ておりました。支配人もそのことは十分認識しておりまして、ただ会社全体の運営の中で、どういう状態であれば料理人さんを確保していけるのかということにはやっぱり財政的な問題も含めて課題はあるというようなお話をしておりましたし、会社としてもそのことの認識は持っていますけれども、これがどういう状況であればしっかりと確保できて対応していけるのかということについては、もう少し取締役会の中でも議論をさせていただければというふうに思います。

それから、職員研修です。確かに指摘のとおり、私が去年から対応することになって、職員研修に自分が一緒に参加したことはありません。会社としてやっているのかということについては、取締役会でもその辺の話はなかったもので、具体的な研修はやられているのかどうかというのは、正直言ってないだろうというふうに思います。この辺についても取締役の中で議論させていただきます。

それから、営業活動ですが、営業活動は昨年今の支配人さんになって、11月に入ってから、町内の事業所さんを回らせていただきました。そのときには現社長である姉齒取締役も同行して、町内の事業所に対して要請をしてきたということであります。第1回目の取締役会でもその話が出ておりましたので、今後も定期的な実施をするということの確認はしておりますので、継続してやっていきたいというふうに思います。

それから、経営コンサルの関係ですけれども、これも私初めて聞きました。以前平成14年度にピンネシリ温泉及び周辺施設の再建行動プランに関する策定委託業務というのがあって、そこで報告書が出されております。そんなときにでももしかしたら、その辺の関係というのは資料を読んでいくとありましたので、その辺での議論はあったのかなと思いますが、多分近年はそういうことはやられていないというふうに思います。これを実際にどういう形で進めるか、会社としてというよりも、これは町全体としてどうするのかということにしていけないとならない問題だと思っておりますので、この辺は課題にしていればと思います。

それから、5点目の湯治客専用のお話でした。これも施設状況の問題だとかいろいろあるかと思っております。これは、先ほど東海林議員さんからも、部屋を1つ潰してでもそこで炊事ができるような形にできないかというようなご提案でした。これもはい、そうですかと言って、すぐそうしますというわけにはいきませんので、これも町側とも十分協議しながら、会社としてあの施設そのものの運営全体をどうするかということについての議論をさせていただければと思います。

それから、電気料の関係で照明のLED化を町負担でというような話でした。これは、以前にも東海林議員さんのほうから、前回の一般質問でもあったと思うのです。これについては、町の他の公共施設との絡みも当然出てきますので、それらを総体的に見て、どうあるべきかということについては検討させていただきたいと思っております。

それから、会社の設立した経過から、あの会社そのものはやめるということではなく継続させていただきたいということでありますので、当然町としてはそういう考え方に立っておりますし、その上で課題になっている部分についてのいろんな指摘は皆さん方から出していただきながら、解決できるものはすぐにでも解決しながら、会社としていい方向に持っていけるように努力はしていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただければというふうに思います。

私のほうは以上です。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 2点目に質問ありました町長としての立場はどうするのだと、このようなご質問がありました。私は、行政として、今まちづくり推進課に観光等を担当している職員もいますから、その職員に、十分温泉の経営状況または施設の状況等を把握した中で、利用する人たちに不便をかけないように改修をしたり見直しをしたり、そういうことを十分把握するようにさせていただきたいなと思っておりますし、また一方、社長等とよく

懇談をしながら、社長等の意向を十分酌み取って、それに応えていきたいなと、こういうような考え方を持って今後取り組んでいくと、こういうようなことを考えているところでございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 次に、課長の答弁はそこまでだと、その程度だろうと思うのです。あとは、それ以上の話になるとやっぱり町長に言わなければならないので、例えば職員の研修をさせるにしても、湯治客を受け入れるような施設改修にしても、照明のLED化にしても、会社自身が考えて財政も負担してやりなさいといったって、これはできるわけではないのです。だから、本当に効果があると思ったら、これは1,000万円かかろうと1,500万円かかろうと、やるべきときはきちっとやって、再出発をするような意味で町としては支援してやらないと、これは町が金を出すだけではなくて、住民が喜ぶことです。そういう思いが現会社の役員体制で本当の思いがあって断行しようとしたときに、町長は快く支援してやれる考え方をお持ちでしょうか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 端的に言いますと、協定書等でも、施設等の5万円以上の備品なり施設の改修等々については会社から要請があれば、町が当然そういうものが必要だと、または当然改修が必要だと、こういうことを確認したら、これは町が予算づけをしてやるというのは今までやってきておりますから、そういう意味で会社として十分その辺も認識をした中で、経営にプラスになるもの、または利用者の人たちにプラスになるようなことの改修だとか備品だとか、そういうものが出てくれば相談に応じていくと、こういうようなことは当然でなかろうかなと、このように思います。特に私が町長になる前は3,000万円ぐらいを赤字として、温泉に町が負担をしていましたから、そういう意味で今1,220万円、ことし分でいけばオーバーに言えば3分の1弱ぐらいの指定管理料で済んでいますから、これはふえればいいというものではありませんけれども、町民のためになる施設として観光開発株式会社も努力をしていただいた中で我々も協力をしていくと、こういうことになろうかなと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 以上でピンネシリ温泉のほうは終わりにいたしますけれども、最後に町長から非常に力強い決意が述べられました。そこで、今後苦しむのは遠藤課長かなと思うのです。そういったところで、取締役会に町の意向を含めて本当に今何が必要か、会社再生をするようなつもりでこれから会社運営に当たっていただきたいと思いますので、私も応援いたしますので、どうか大胆な発想で新役員体制で頑張ってくださいと思います。

次に、有害鳥獣処理施設に関して伺いたいと思います。まず、施設建設費が高額過ぎではないかということで、処理施設そのものが2,360万円ですか、考えてみたら、多分大きい倉庫みたいなものを建てるのだらうけれども、これは住宅1戸分ですよ、しかも建

具つきの。こんなにかかるのかなとまず思いがあったのと、町内に大分空き倉庫みたいのがあるかもしれない。

(何事か呼ぶ者あり)

○4番(東海林繁幸君) これずっと言わなければだめだね、お聞きします。ごめんなさい。

そんなことで、高過ぎないかということが1点です。

それから、2番目には、管理運営はどうするのかきちっと聞いていませんでしたので、どこがするのか、それを伺いたいと思います。

3番目に、今後の推進について関係者との協議を進めるのか、関係者との協議というのは、これを検討する協議会みたいなものを持っていたということを伺っていました。だが、それが解散されたということも聞いておりますので、それをどうするのか伺いたいと思います。

それから、備品購入に無駄はないのでしょうか。私はわかりませんが、ここまで要るのかなという思いと、実は不足もあるのでないかというのを関係者からちょっと伺いましたので、その辺の町の考え方を伺いたいと思います。

○議長(村山義明君) 野邑町長。

○町長(野邑智雄君) 有害鳥獣処理施設に関しては、中原産業建設課長または平中産業建設課参事に答弁をいたさせます。

○議長(村山義明君) 中原産業建設課長。

○産業建設課長(中原直樹君) 1点目の施設建設費の関係についてご答弁をいたします。

有害鳥獣の処分施設は、鉄骨造平家建て165平米で、計画処理頭数500頭に対応する必要最低限の規模、仕様としておりますが、本町の積雪量等に対応する構造とするとともに、建設予定地は地質が悪く、地形が平坦ではないなどの敷地状況から、くいや造成、外構工事を含んだ建設工事となっております。

○議長(村山義明君) 平中産業建設課参事。

○産業建設課参事(平中敏志君) 私のほうから、2番目から4番目の点についてご答弁申し上げたいと思います。

まず、1番ですが、施設の管理運営につきましては当面は町直営で行う考え方をしており、処理個体の回収から発酵床の切り返し、施設の管理について一括して行っていくよう、現在狩猟者等の関係者と協議を進めているところであります。具体的には、臨時職員1名と回収時の臨時雇用者を1名採用し、回収は2名体制で行い、発酵床の管理や施設の管理などは臨時職員1名で行う考え方をしております。

ですが、施設の運営を行う中で特に問題となると思われる点は処理個体の回収方法であると考えており、回収と狩猟方法等について狩猟者と十分に協議しなければならないと考えております。捕獲時間の設定や捕獲時期の問題、1日の捕獲頭数の制限を行うかなど、協議すべき事項は多岐にわたると思われれます。また、施設運営後もさまざまな課題が出て

くと思われることから、当面の間は町直営での運営とし、施設の効果的な稼働と効率的な捕獲、回収方法等について運営開始後も随時協議していく必要があると考えております。

ですが、今回計上させていただいている備品は、納期に時間を要すると思われるものを予算案として計上させていただいたものであります。草地や原野、雑種地、さらには降雪期間の回収を考慮した4輪バギー車や回収した処理個体を運搬するトラック、発酵床の切り返し及び施設管理用のホイールローダーなどを計上させていただいております。また、施設の維持管理に係る経費や人件費などについては、捕獲者との回収方法等の協議の中で調整しなければならない内容も多いことから、第3回定例会にて予算案を審議していただきたいと考えております。狩猟者との協議の結果ではさらに必要となる備品も出てくる可能性もあり、効率的な運営に必要な備品と判断されるものについては今後予算化する必要があるとの認識はしております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） ありがとうございます。そこで、先ほど先走った質問をしましたが、言うなれば処理施設のこのこと自体はこれだけ大きいものをやればこのぐらいかかりますということなのでしょうけれども、どうも納得できないのは、先ほども申し上げましたけれども、これは大きな住宅1戸分ですよ、2,360万円という。これがどうしてそんなにかかるのかという思いがあるのと、先ほどもちょっと触れましたけれども、床だけはきちっとしなければ切り返し等ができないかもしれないけれども、そんなに立派なものでなくてもいいのでないのかなという思いもあるのです。それで、まだ町内には広い倉庫もあり得るし、問題はあろうと思うのです。探せばそういったところは適切でないということもあるのでしょうかけれども、私が今まで聞いたのは、例えば藤井の岩田さんのところのそばに大きな倉庫がありますが、ああいったものだとか、そういったことの活用はできないものなのかなという考え方もちらっと頭に浮かびましたので、もう一度お聞きいたします。

それから、管理運営ですけれども、私が明らかに今まで自分で思っていたのは、こういう事業は町が直営でやるような事業ではないなと、どこかに管理委託するのだろうと、それも施設をつくるところが今の廃棄物の処理場の敷地だというふうに聞いておりますので、だとすれば当然振興公社あたりに委託するのかなと思っていました。そしたら、まだこれらが決定する前に、振興公社の職員が私たちはそんなことはしないよと、そんなことするのなら私はやめるみたいな話が一職員から出ていたという話を聞いたのです。これは本当かどうか分かりません。だから、町はあそこに建てても受託者を振興公社に決められないのかなとうがった見方をしました。どうして直営でやらなければならないのですか。それなりの経費を負担すれば、私は振興公社あたりにさせるのが、町長がさせるのですよ、してもらわないのですよ、あれだって町が出資してできた会社でしょう、それだったら町が直営なんていうのでなくて、させるという強い意志を持って本来してもらわなければならないのですか。そのために係る経費は、当然のように見ると、自分たちが経営しているス

キー場だ、公園だ、廃棄物処理だということでこれだけやっているのだから、もうやらないよというような、そんないいかげんなことで断られるのであったら、この会社設立の目的と合わないと思うのです。何のために町が出資してつくった会社か、私はちょっとその辺理解できません。そこで、どうしてこうなったのかを説明してください。

それと、もう一つ、先ほども言いましたけれども、この事業を進める上において、狩猟者、ハンターの皆さんとの協議は絶対欠かせるものではないと思うのですが、十分協議しているのかどうか。例えば500頭処理すると言っているのですが、一部のハンターからですけれども、500頭は絶対に無理だと。平成25年度でとったのは、それはとったこと自体は間違いないけれども、処理の仕方が山奥であれば山奥へ埋めたと、そういった形でやってきたからできたのであって、500頭全て、ここでいうととったものを全てこの処理施設へ持ってくることを前提にしていますけれども、時期にもよるし、場所にもよるので、うまくいって半分、50%、それ以上望んでも例えば300頭ぐらいかなという言い方をしている人がいました。ですから、ちょっとこの目標自体に無理があるのかなという思いがあったということなのですから、その辺この目標設定にしても本当にハンターの皆さんと協議しているのでしょうか。

それと、機械設備に無駄があるのではないかとか、不足はないかというところで私も聞いてみました。そしたら、どういう使い方になるか現実的になかなか思い浮かべられないものがあるから、これで十分というわけにもいかないだろうと。例えば車か何かにウインチ、100メートルか200メートルのウインチで引っ張り出さざるを得ない場合が出てくるから、ウインチが必要になるかもしれないとか、そういうようなこともありましたものですから、私はこの予算をどうこう言うのではなくて、これを決めるときに実際にそういった人たちと協議して決めたのかどうか、その辺をまず伺いたいと思います。それは、今後また不足の分があるときには十分協議したいというのですけれども、協議する相手はどなたになるのですか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 施設の建設関係でございますけれども、先ほども言いましたように、計画処理頭数500頭に対応する最低限度の規模または仕様ということでご説明をさせていただきましたけれども、その規模については、予算資料として配付させていただいておりますけれども、奥行きが9メートルで長さが18メートルの鉄骨造でございまして、その規模をつくるためには、本町の積雪量だとか、そういった構造的なもので鉄骨部材等々についても雪の少ない地域等々と比べるとどうしてもかかってしまうと、この処理場を既に建設している雄武町だとかお隣の浜頓別町と施設規模については同規模なのですが、積雪量等々の違いで鉄骨だとか、または基礎構造だとか、そういったものの違いで本町における建設費と雪の少ない興部町、浜頓別町と比べるとやはり差が出て、本町のほうがどうしても高額になってしまうという事情がございます。そこで、いろいろ中身を検討しながら設計をしておりますけれども、どうしても必要最低限の仕様であった

としてもこのぐらいの予算額を計上させていただかなければこの施設は建つことができないということでこの予算額を計上させていただきましたので、ご理解をいただければというふうに思います。今建設予定地としているのが一般廃棄物処理場の敷地内でございます。そこを建設予定地とした理由でございますけれども、あそこは一般廃棄物処理場でございますから、ゲートもあつたりして、また構内の道路等についても振興公社のほうで除雪をすると、そういった維持管理面も含めて、有害鳥獣の処理場についても同一敷地内にあるメリットがほかのところよりもあるだろうということで、そこを建設予定地としたということでございます。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課参事。

○産業建設課参事（平中敏志君） 私のほうから、まず1点、空き家の利用等のお話がありましたので、その辺についてもご答弁したいと思います。昨年25年度において中頓別町有害鳥獣処分施設検討委員会というのを設立させていただいて、その中でこの処理施設の問題について検討させていただきました。その中でも空き家等の利用のお話は答申の中で協議をしているところではございましたが、処理施設の性格上、民家の近くというのはやはり避けたいということが1点と、あと電気、水道が設備されているというところで検討してきたというところで、その中でさらに町有地ということで、施設の土地等の権利関係に問題がないところというところで町有地ということの大前提に施設の整備位置を検討してきたという経過がございます。

続きまして、施設の管理運営の部分でございますが、検討委員会の中でも特に課題とされていたのが処分個体の回収方法をどうするのか、回収の部分について一番課題になるということで、その部分も含めて民間等の委託ということになりますと、どういう形でどういうふうにどのような時間帯で回収をするのか、どういうふうに進めていくのかということが見えない中でなかなか施設の管理運営を含めて引き受けていただけたところが見つかりにくいということがありました。その中で、まずそういう部分を含めて捕獲者と協議をしながら、どういう形で進めていく、どういう捕獲、どういう回収方法を進めていくのかということをもまず町の直営の中で整理をしながら、効率的な施設の運営方法が確立した時点で改めて検討していきたいというふうに考えているところであります。

あと、回収の部分ですけれども、備品等については検討委員会の中でどういう回収方法がいいのかという中で備品のほうにも少し触れながら進めておまして、特に備品の中では巻き取り機、ウインチというか、巻き取りの機械も含めて、今回トラックですとか4輪バギー車にも巻き取り機というか、ウインチがついているというものを計画しておりますので、多少の部分については引き上げも可能かなというふうに思っております。特に狩猟者との協議を今始めているところでございますが、まだまだ狩猟者の方たちと捕獲、回収の方法、時期を含めて協議していかなければならないことが多々あるというふうに思っております。その協議の中で運営の方法ですとか、特に回収の部分についてはその協議の中で取りまとめをして、効率的な施設の運営と施設の有効利用ということで考えていき

いというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

目標頭数と処理頭数の部分でございますが、目標頭数につきましては今町の有害鳥獣の処理頭数500頭ということで目標を立てておまして、今回この施設整備も国の事業を使った整備を予定しておりますので、処理の目標頭数としましては一応有害の目標数値と同数の処理計画ということで事業としては上げております。今後これも狩猟者の方と協議しながら、その処理の頭数ですとか回収の方法を含めた中でどのような形で処理を進めていくかによって、まずどの程度の頭数からということも含めて検討していかなければならないなというふうには思っております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 以上で終わりますけれども、基本的にお願しておきたいのは、国のお金もあることから、計画上の問題で目標頭数、計画頭数もある程度はつくらなければならないと思うのですけれども、現実の問題というのがありますよね。それは十分、関係者というか、特に狩猟者の皆さんと協議しておよそのところを見込まないと、人員だとかこれからかかる予算についても大きく変更するものがあると思いますから、ここでも狩猟者の皆さんと今後協議するというふうになっておりますので、それらを十分期待いたしますし、初めてのことでありますから、町としたってなかなか現実的な数字を出すというのは難しいと思います。でも、これからまたいろいろ予算も出てくるということですので、そういったときにはこれからの、検討会はまだ置いてあるのでしょうか、ちょっと確かめなかったのですけれども、協議した内容等々をできれば報告していただきながら、いい施設の建設と管理をしていただければと思います。

終わります。

○議長（村山義明君） これで東海林さんの一般質問は終了いたしました。

ここで議場の時計で午後3時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時20分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

引き続き、受け付け番号6、議席番号5番、星川さん。

○5番（星川三喜男君） 5番、星川です。まず、先に1点目として職員採用について質問させてもらいたいと思います。

先般新聞や旬報などで平成27年度の町職員採用で上級職3名の募集が載っておりますが、3名の確保は大変だと思いますが、可能なのか。また、初級職採用は考えていないのかお伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 星川議員の職員採用について、和田総務課長に答弁をいたさせま

す。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、ご答弁申し上げます。

民間企業の業績回復等に伴う採用増などで自治体職員の採用試験の受験者の減少、質の低下が問題視をされてきております。優秀な受験者をいかに確保するかが課題と考えております。管内町村が足並みをそろえて実施する宗谷町村会の1次試験、これは教養試験でありますけれども、その合格者が何名になるかがまず一つの鍵になりますが、管内全体の採用予定人員が昨年度に比べ3割多い。昨年度は10名でしたが、今年度は13名ということで、本町は大変厳しい環境下に立たされていると考えております。まずは、先に採用試験が行われる上級職での2次試験、これは各町村での面接試験になりますけれども、そこで優秀な人材を獲得できるように最大限努力をいたしまして、これがどうしても不調の場合、3名に達しなかった場合は初級職の募集をしたいというふうに今のところ考えております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、再質問させていただきます。

ただいま課長より採用は大変難しいとの答弁でございました。昨年も私は、職員採用についてですけれども、質問して聞いたことがあります。ことしは勸奨退職者が、やめる職員がいるのかどうか、また聞きたいと思います。また、採用の3名の内訳がわかれば、差しさわりなければ教えてもらえればなと思います。3名というのは本町のような小さな町では、新聞報道にも載っておりましたけれども、どこの町村を見ても1名もしくは2名という枠でしたけれども、中頓別町だけが3名という大量採用ということで、本当にこの小さな町に3名が来てくれるのかなという思いがしますけれども、これまでの町村全体主体の試験のやり方で人材確保できるのか伺いたいと思います。また、昨年も聞きましたが、定員管理計画との整合性はどうなるのでしょうか、あわせてお答え願いたいと思います。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） まず、勸奨退職制度でありますけれども、これにつきましては平成25年度をもって終了いたしまして、今年度から国の退職者制度に倣いまして早期退職者募集制度という制度に変わっております。ただ、勸奨退職制度と同じ、年齢要件等の要件等は変わってはおりません。

それから、3名の内訳ということでございますが、ちょっと採用業務等にも差しさわりがあるのでありますけれども、とりあえずはっきりしているのは定年退職で1名ということです。それから、もともとから税務部門がちょっと不足かなというところもあり、またマイナンバーが本格的にこれから始まりますので、そこで1名と、あとは特別職の関係で1名ということでご了解を賜ればなというふうに思います。

それから、試験のやり方でございますけれども、現在全道14町村会ごとに試験をやっております。そこでは1次試験を先ほど申したとおりやるわけでありましてけれども、非常

に難しい筆記試験が行われておりまして、内容が学力偏重、筆記重視という指摘がかねてからこれはございまして、これに加えて宗谷の場合は小論文と職場適合性テストというのも加えてやっておりまして、その後は各町村で面接と、それで採用者を決定ということになっております。もう少し人物重視といいますか、面接に重点を置くやり方がとれないものだろうかという意見もありまして、現実には今道のほうとか、あるいは一部の町村会、十勝町村会でありますけれども、難しい教養試験のほうを少し離れて、人物重視の面接を行っているというふうになっておりますので、今後はそういう方向へ向かっていくのかなという気はいたしますけれども、今年度については従来どおりのやり方ということでご理解を願いたいと思います。

それから、定員管理については、26年の今年度の4月1日現在、職員数は80名ということであります。それから、そのうち一般行政職、普通会計上の職員は42名ということで、教育委員会の事務局、教育長を含みますけれども、7名を加えて49名が一般行政職として普通会計上は在職しているということであります。そのほかに、病院26名、水道2名、国保事業1名、介護保険事業が1名、後期高齢者1名、全体で80名ということですが、定員管理計画では目標は一般行政職で36名をうたっております、それに教育委員会5名を加えた41名が目標ということであります。計画の策定時、今で言うこども館、保育所、幼稚園の民営化が前提だったということで、42から今いるこども館の職員7名分を引きますと35で、これに教育委員会の事務局の現行7名を足すと42でございまして、目標的にはほぼ達成しているのかなと、41という目標にほぼ近いところにあるのかなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） 再々質問でないのですけれども、ちょっとお伺いします。3名のうち2名はわかったのですけれども、1名は特別職と今言いましたけれども、これはどういうことなのか、ちょっとお伺いします。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時38分

再開 午後 3時39分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

星川さん。

○5番（星川三喜男君） 今の内容でわかりました。

それで、再々質問させてもらいますけれども、きょうこの役場に来ましたら見かけない方がおられまして、ちょっと聞いたら、きのうだかおとといだかに採用したという職員と

いう方がおられましたけれども、本来であればきょうのこの議会の町長の行政報告の中でも、そういう方がおられたのだったら報告してもらいたかったし、この3名の中に含まれないでこし採用を今回したということであろうかと思えます。そんな中でも、やはり何かの報告をしてもらいたかったと思えます。

それで、先ほど総務課長の答弁にあった中で、平成26年度から国の退職者制度が変わって早期退職者募集制度ということになったということなのですが、そこら辺のところをもう少し詳しく教えてもらえればなと思えますし、採用試験なのなのですが、今の現状の試験制度の見直しが多分必要ではないのかなと思えますが、これもあわせてお答え願えればなと思えます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） まず、冒頭の点でありますけれども、16日付で1名の新人を採用させていただいたということございまして、教育長の突然の辞職があったというようなことございまして、緊急に採用する必要が生じたということございまして、4月1日採用であれば広報紙等に載せて町民の皆さんにご紹介することができたのでありますけれども、それもかなわなかったということで、16日の採用だったということございまして、16日に採用になった職員については、平成26年度、今年度採用の去年行われた試験の合格者であります。合格者であります、どこの町村も採用はとりあえずしていなかったという方に声をかけさせていただいて、さらに今年度、その合格者のリストの中から町長と協議をいたしまして2名の方を選びまして、皆さんもう職についているものですから、そこから2名の方を選びまして、さらに面接試験を行いまして、そこから選抜させていただいたということございまして、ご理解願いたいというふうに思えます。

早期退職者募集制度でありますけれども、先ほど申し上げたとおり、勸奨退職制度とさほど変わらないと、目的については新陳代謝と活性化ということでありまして、組織の新陳代謝と活性化ということで余り変わりません。ただ、勸奨退職制度がいわゆる肩たたきだったというのに対しまして、早期退職者の募集のほうは本人の自発的な意思による早期退職を促す制度であるということございまして、いずれも人件費の大幅な削減につながるものですから、自己都合の退職に比べまして若干の退職手当の上積みでございます3%があるというわけでございます。募集等については、実施要綱を毎年作りまして、原則5月末までにその年度内の退職意思を申請してもらって、町長が認めれば早期退職という運びになるというものであります。要件については、先ほど申し上げたとおり勤続年数20年以上で45歳以上の職員ということでありまして、昨年も申し上げましたけれども、数というのは今職員が80名おりますが、大体対象者は38名ぐらいになるということございまして、ご理解願いたいと思えます。

それから、試験制度の見直しでありますけれども、これも先ほど申し上げましたが、全道14町村会で足並みをそろえて今やっておりますが、十勝だけがちょっと抜け駆けのよ

うな形で今年度試験日も9月から6月に変更してやっているということで、民間の試験のほうが当然公務員より早いものですから、そういう措置をとってなるべく優秀な人材に来てもらおうということをやっております。それから、先ほど申し上げたとおり、教養試験は大変難しい試験問題を使っているわけでありましてけれども、それをやめて、言語や時事、教養といった基礎能力試験というふうに呼んでいるようですが、そういうものとか、あと事務能力の検査、適性検査の3本立てでやっているということでありまして、面接重視、人物重視で、自治体職員に必要なコミュニケーションの能力、それから対人能力、あと精神面、メンタルの強さなどをはかる試験内容にしているということでありまして、当然その中では、アルバイトとかボランティアとか、そういう社会経験なども面接の中で聞くというような試験内容になっているということでありまして、先ほども申し上げたとおり、道の試験とか札幌市とか、大きなところもだんだんそういうふうには人物重視になってきておりますので、面接試験重視に移行していくというような内容でありまして、人材の取り合いが熾烈になっておりまして、正直申し上げまして留萌とか宗谷というのは余り人気がないものですから、募集人員そのものが来ないというところがありまして、大変厳しい状況なので、これから徐々に試験のやり方そのものを変えていく必要があるのかなというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） わかりました。十勝は先駆けて、やっぱり抜けているなというのが実感です。宗谷管内も負けじと、いい人材といえば頭だけが、能力だけがいい人間でなくて、体力的、精神的にも強い職員を望みたいと思います。

それでは、2点目なのですが、有害鳥獣処理施設運営のことと女性ハンター免許取得に助成をということで質問させていただきますけれども、今回さきに細谷議員さんも再々質問でその点と、東海林議員さんもこれについて施設運営について質問し、答弁をもらっておりますので、その点は私は省きます。

質問として、女性ハンター免許取得の助成について質問させていただきます。ここ数年、猟銃免許取得に力を入れていますが、なかなか取得者がいない現状であります。今後助成金を増額して女性ハンターの免許取得を目指すべきでないかと考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 女性ハンター免許取得に助成をという質問につきまして、平中産業建設課参事に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課参事。

○産業建設課参事（平中敏志君） それでは、ご答弁申し上げます。

狩猟免許取得者への支援につきましては、取得に係る試験等の経費や猟銃購入に係る経費等に対しておおむね2分の1の助成を行っており、平成24年度から実施しておりますが、現在までに本制度により取得された方は1名となっております。これまでも農業後継

者や森林作業員などに狩猟免許取得に対する呼びかけを行っておりますが、今後も性別にこだわらず、農業、林業関係者はもとより、広く本制度の周知を図り、狩猟免許取得者の掘り起こしを進めていきたいと考えております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、再質問させていただきます。

女性ハンターのことなのですけれども、環境省などの調べによりますと、2012年度の野生鳥獣による農作物の被害額が230億円を上回って、そして貴重な高山植物が全滅したというケースもあるとのこと。一方、わなとかも含むのですけれども、国内の狩猟者は1970年度には53万人いましたが、2011年度の調べでは20万人と激減しているそうです。その中で60歳以上が占める割合は、10%から66%に上昇しているという記事がありました。そして、その中の女性ハンターは全体の1%未満から、平成18年度には1,217人が平成23年度には1,912名と右肩上がりにふえております。これは、自分でしとめて解体し、食べるころまで楽しむ女子を狩りガールというのです。女性ハンターがふえていることは間違いのないわけで、町として若い女性に少し注目してもらい、狩りガール募集をホームページに立ち上げて狩猟免許助成制度をPRして、都会からの、地元もそうです。若い女性の移住も兼ねてそういうPRを促すことができないか、これは町長にお答えしてもらいたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） ことしの初めぐらいだと思いましたが、お父さんが狩猟免許を持って、それを見た娘さんがその後を継ぐのだと、テレビでやっていました。イノシシ等をとっていた。それを見ていまして、女性ハンターも中頓別町にいればいいと、このように思っておりましたけれども、町外の人が狩猟免許を取るために中頓別町に来て移住してくれるのは大変ありがたいことでもありますけれども、なかなかそれだけでは移住はしてもらえないのかなと思います。特に本分の仕事がなければ、なかなか移住というのは難しいのかなと。今まで移住、定住の施策をやっていますけれども、そういう関係があります。できるのであれば、中頓別町内にいる若い女性たちが狩猟免許を取って女性ハンターになっていただければ一番いいのかなと思います。特に私は平成23年のときに、農協の組合長や森林組合の組合長に組合員の要請をしてきました。ハンターとして狩猟免許を取ってもらえないかと、農協はそのときに、何とか町が2分の1払うので、その残りに対してある程度の助成も考えると、そういうようなことで、農業の組合員等々については中山間地域等直接支払制度で助成をすると、こういうような話があります。ぜひそういう面を酪農家の皆さん方も活用していただいて、狩猟免許を取ることによって2分の1以上の合計の助成が受けられるのだろうと、こういうような考え方を持っていますから、恐らく中山間の直接支払の集落協定の中の予算にそういうものも組み込まれているのではないかと私は思います。そういう面で、少しでも免許の取りやすい環境、状況があるのかなと思います。一般の人でもできるだけ取っていただいて、決して2分の1の助成は男性だけとい

う捉え方をしていませんから、女性にも助成をしていくと、こういう考え方を持っていますので、いろんな面で町も宣伝をしていきたいと、このように思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） わかりました。早急に、今町長がおっしゃられたとおりホームページを立ち上げてPRしてもらいたいと思います。中山間地域等直接支払制度、総会の中でそこら辺まで私たちは記憶していません。ハンターに対して2分の1、そこら辺は帰ってから調べてみたいと思います。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課参事。

○産業建設課参事（平中敏志君） ちょっと補足なのですが、中山間地域等直接支払制度の事業内容では、農業者の方に対してですが、町の半額補助のあと残りの全額を助成するというで聞いておりますので。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） わかりました。それでは、私たちも農業者の後継者、もしくは父さん方にもちょっと声をかけて、また女性にも声をかけて、そういう補助がありますので、ぜひ取得してもらいたいということをお願いしていきたいと思います。

それでは、3番目の質問に行きたいと思います。新教育長の教育行政の持論はということです。3月定例会で教育委員長より教育行政執行方針が述べられたが、前教育長の突然の辞職により教育長に選任されたが、残任期間の今後2年半、新教育長の教育行政に対する持論をお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 柴田教育長。

○教育長（柴田 弘君） お答えいたします。

前教育長が2期目の任期を残して突然辞職され、私も大変驚いたところであります。5月23日に教育長に就任し、早速5月26日に前教育長の自宅に伺い、引き継ぎをさせていただいたところであります。3月の定例会で教育委員長が教育行政執行方針を述べました。教育行政の継続性、安定性を損なわないよう、着実に執行してまいりたいと思います。お伺いの残任期間の2年半ですが、率先して学校現場等に足を運び、関係者と多く懇談を持ちながら、出された意見はできる限り教育行政に反映するよう努めてまいりたいと存じます。また、発生する教育行政課題に対しては、放置することなく、着実に取り組んでいく所存であります。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） ただいま教育長より答弁をもらいましたが、その答弁は当たり前です。私が聞いているのは、教育長の教育行政に対する持論です。思いです。町長から教育委員に選任にされるとき、ただ言われたから、はい、わかりました、引き受けますではないでしょう。やっぱり自分の思いはあるでしょう、教育行政に対して、教育に対して、私はそこを聞きたかったのです。それは、執行方針の中、着々と任期を全うしていきます、それは当たり前です。ではなくて、私が聞きたかったのはそこなのです。その答弁をお願い

いします。

○議長（村山義明君） 柴田教育長。

○教育長（柴田 弘君） 先ほど申し上げたところで、1つには大きくは学校教育を行っていく、2つ目としては社会教育をやっていくという大きな柱がございますけれども、その1つ目の学校教育現場については自分の目でしっかりと現場を見て、また子供たちを見て、関係者ともまた懇談しながら、そういった課題、問題関係については聞きながら、それは教育行政に反映しなければならない一つの大きなことだと考えております。また、2つ目の社会教育については、町民の皆さんとともにいろいろな場面でかかわることがございますので、そういった部分については会議なんかを通して意見を聞いて、教育行政に反映させていくという、そういう気持ちで、町長から言われて、そういう気持ちで私としては取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） 私の聞き方が悪いのか、教育長の答弁が悪いのか、ちょっとわかりませんが、自分の思いはあるのでしょうか、教育委員になった時点で。だから、教育委員を引き受けたのだらうと私は思います。着々とここに書かれているようなことだったら、悪いですが、誰がやっても同じだと思います。自分の思いがあるからこそ教育委員になり、皆さんの教育委員の中の互選で教育長になられましたよね。ただ、やりなさい、やればいいたらう、はい、わかりました、私が教育長をやります。そうではないでしょうか。私は、そこを聞いたかったです。

○議長（村山義明君） 柴田教育長。

○教育長（柴田 弘君） 教育行政に対する思いという形でありましたので、そういう答弁の仕方になってしまったのですが、ただ私も就任するときにご挨拶させていただきましたけれども、私の行政経験、39年間役場の行政経験がございます。ですから、その中で培ったものを当然行政経験を生かしながら教育行政を執行していくということになりますし、また教育に対する思いというのを本当にしっかり自分の中で立ち上げているかと言われるれば、これは今後いろんな課題と向き合って継続した形で自分の中でかみ砕いていって、一つ一つつくり上げていくということも1つにはあるのかなと思っております。中頓別町の教育自体は、部分的に計画の中で完成していない部分もありますので、そういったものを1つずつやりながら、先人がやってきていただいた教育を継続した形で進めていくということも1つの部分で持っております。思い、大きな思いとしてどうかみ砕いて自分に言い聞かせるかというのは大変難しい問題であります。ただ、教育に関係なく、自分の生き方としては継続的な考え方を持った仕事の仕方は常に考えてやっておりますので、それは教育行政の中ではちょっと言い切れませんが、自分の生き方としてはそれなりに確立している気持ちはあります。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） わかりました。納得いきませんが、再々質問も終わります。

したが、私は、教育長の今の答弁で教育長の思いがもうちょっと、はっきり持論がわかりません。これもまた今後詰めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、中頓別観光開発株式会社の運営についてお聞きいたしたいと思います。本来であれば聞かないところなのですが、私も質問させてもらいたいと思います。先般の定期株主総会でピンネシリ温泉事業が赤字経営の中、私はここを聞きたいのです。代表取締役が町長から別の株主に交代したとのことであるが、この会社の持株200株のうち、先ほど来から出ていますけれども、半分が町の持ち株である以上、私は代表取締役を退くべきではないのではないかと、続けるべきでなかったのかなと思いますが、町長はどう判断して退いたのかお聞きいたします。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 観光開発株式会社の運営についての質問でありますけれども、代表取締役は町長がやりなさいと、こういうような質問でないかなと思いますけれども、観光開発株式会社は昭和63年の8月にピンネシリ温泉施設を運営するために第三セクターで設立をされ、17年度までは民間の取締役から代表取締役が選任されておりました。1代目、2代目と、こういうぐあいにきたわけではありますが、その後代表取締役のなり手がいないということで、私が代表取締役を引き受けてまいりました。しかしながら、私が代表取締役を引き受けても、頻繁に会社に出向き、経営の中身を確認することができないことから、数年前より退任したいとの意向を取締役会で申し出ておりました。このようなことで今回の交代に至りましたけれども、今後も新代表取締役からの相談があれば協力は惜しまないつもりであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） はい、わかりましたとは私は言いたくありません。再質問させてもらいます。

ただいま町長が述べられましたけれども、第三セクターは公益性があるから、町が株式の半分以上を保有し、経営にも責任を持ってかかわるのが本来のあるべき姿だと私は思います。そこで、このたび2期連続、先ほど来数名の方々からいろいろな質問がございましたけれども、赤字経営の責任として私は町長がみずから退いたのかなと、それが自分に対しての処分なのかなと思いました。そのほかに、町長は赤字経営で退いたことに対して何かの考えを持っているかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 2年前だと思いましたが、観光開発株式会社の代表取締役の関係についてお話をさせてもらったことがあると思います。当時は、敏音知出身のある人に社長になってもらうと、そういうようなことで話は詰めておりました。ところが、大変不幸なことがありまして、その人が受けられない状況になってしまったと。それで、やむを得ないので、この2年間引き受けてまいりました。誰も引き受け手がいない。たまた

ま最悪の状態が2年間の赤字につながってきたと。決して私は赤字だから代表取締役をやめるのではなく、少なくとも数年前からやめたいという意向を申し上げてきたけれども、誰もなり手がいなかった。そういう中で、今回取締役を新しく決めるときにいろいろとお話をさせていただいて、そうして今回なった取締役の人たち、そうしてその中から代表取締役になった人についてもご理解をいただいたものと、このように思いますし、先週も代表取締役の方が来られて、いろいろと懇談をさせていただいた中で、先ほど申し上げたとおり社長から相談あれば全面的に協力をしていきますと、こういうお話をさせていただきました。決して赤字だから逃げただとか、そういう考え方を持たないようにしていただければなど、このように思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） わかりました。先ほど来の東海林さんの質問の中で逆に町長には意欲があると聞き取れましたので、それであるのだったら、私は何も代表取締役を退くことはなかったのでないかなと思っておりましたが、今の新取締役には町長の思いとこれからに対して町のバックアップを伝えて、よりよい経営、そして、運営をしてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（村山義明君） これで星川さんの一般質問は終了いたしました。

以上で一般質問は終了しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

延会の議決

○議長（村山義明君） お諮りします。

議案審議の途中ですが、時間も相当経過しておりますので、本日はこれにて延会し、残りの事件につきましてはあす6月19日午前9時30分から会議を再開して審議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会し、あす6月19日午前9時30分から会議を再開して、議案第39号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてから審議を行います。

延会の宣告

○議長（村山義明君） 本日は大変ご苦労さまでした。

（午後 4時01分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員